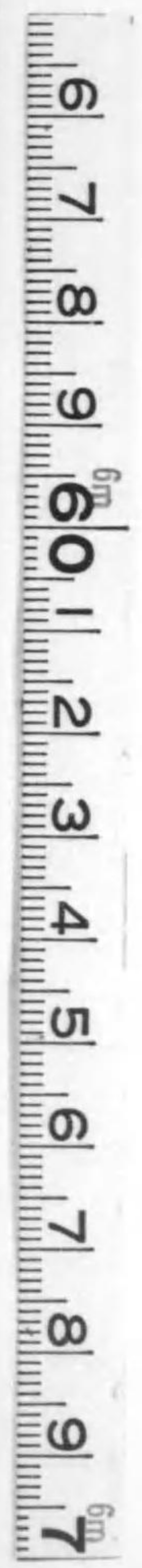


322
188



始



322-188

國民教育

法學士武藤七郎主纂

法制綱要

發行所 東京 帝國書院

大正
7. 1. 30
內交

自序

法制ト經濟トガ、我が中等教育ノ教科目トナリシ以來、年月稍多キニモ拘ラズ、ソガ教科用書ノ適當ナルモノナシトハ、實際、其ノ教育ノ任ニ當レル人士ヨリ、屢耳ニスル所ナリ。

法學博士男爵阪谷芳郎先生、教育家諸氏ノ勸誘ヲ納レテ、如上ノ缺陷ヲ填補スベク、國民教育經濟綱要ヲ公ニセラレントス。是レ我が教育界ニ於ケル一大慶事ト謂ハザルベカラズ。

サレド男爵ハ、自己ノ專攻科目ニ稍遠シトテ、法制ノ部ヲ著作セラルルコトナシ。是レ男爵謙讓ノ一斑ヲ窺フニ足ルベシト雖、抑モ亦教育界ノ恨事ト謂ハザルベカラズ。

想ウニ世ノ多クノ教育家ハ、男爵ノ高著ヲ歡迎セラルルニ當リテ、其ノ姊妹

編ナキ爲、昏惑逡巡セラルベシ。是レ予ガ、敢テ本著ヲ公ニスル所以ナリ。而シテ予ハ、學殖・德望地位ナド、阪谷男爵ト雁行スベキ先輩ガ、速ニ眞ノ姊妹編ヲ著作セラレンコトヲ切望スルモノナリ。

若シ夫レ本書ガ、些少ニテモ教科書中ニ群ヲ拔クコトアランカ、是レ謂ユル怪我ノ功妙ト謂フベシ。否ナ淺學不才ノ手ニ成リシ本書、想フニ却ツテ缺點多カルベシ。冀クハ大方ノ諸君子、幸ニ叱教ノ勞ヲ惜マルルコトナカレ。

大正六年十月下浣

刀水 武藤 七郎 謹誌

目次

緒論 法制の基礎觀念……………一

第一章 國家……………一

國家の意義……………一

1 一定の土地……………一

2 一定の人民……………二

3 主權……………二

我が國家……………三

第二章 國體政體……………三

國體の意義……………三

我が國體……………四

政體の意義……………五

國體政體の別……………六

國家の種類……………六

第三章 法……………六

法の意義……………六

法制と國民	七
法制道德の關係	七
法制と經濟	八
法の分類	八
法の制定	八
1 法律の制定	八
2 命令の制定	九
法の公布	一〇
法の效力	一〇
第四章 權利・義務	一一
權利・義務の由來	一一
權利の意義	一一
公權と私權	一二
義務の意義	一二
公義務と私義務	一三
第一編 憲法	一四
第一章 憲法の概念附皇室典範	一四

憲法の意義	一四
帝國憲法の由來	一四
帝國憲法發布の誇	一五
憲法の效力	一六
憲法の改正	一六
皇室典範	一六
第二章 統治權の主體(天皇附攝政、我が皇室と國家、宮内大臣・内大臣)	一七
皇位と其の繼承	一七
皇位繼承の順序	一七
天皇と其の特權	一八
天皇の大權	一八
宣詔の種類	二〇
攝政	二〇
攝政たるべき順位	二二
我が皇室と國家	二二
宮内大臣・内大臣	二三
第三章 統治權の客體(領土臣民)	二三

領土の意義……………三

我が領土租借地……………三

臣民の性質……………三

臣民たるの要件……………三

臣民の族別……………三

臣民の權利……………三

臣民の義務……………三

外國人の權利義務……………三

兵役の義務……………三

第四章 統治機關……………七

第一節 帝國議會……………七

 帝國議會の性質……………七

 貴族院の組織……………七

 衆議院の組織……………七

 衆議院議員の選舉權……………六

 衆議院議員の選舉……………六

 議員と選舉民との覺悟……………三

帝國議會の開閉……………三

議事……………三

帝國議會の權限……………三

兩議院の各權限……………三

議員の權利義務……………三

第二節 政府(國務大臣樞密顧問)附會計検査院……………三

 政府の意義……………三

 國務大臣……………三

 樞密顧問……………三

 會計検査院……………三

第三節 裁判所……………三

 裁判所の意義……………三

 非訟事件……………三

 司法權の獨立……………三

 裁判所の階級……………三

 訴訟……………三

 裁判所の職員……………三

検事局……………四〇

特別裁判所……………四〇

第二編 行政法

第一章 行政の概念

行政の意義……………四三

行政の分類……………四三

内務行政……………四三

1 神社行政……………四四

2 警察行政……………四四

3 土木行政……………四四

4 衛生行政……………四四

5 公用徴收……………四五

教育行政……………四五

宗教行政……………四五

産業行政……………四六

交通行政……………四六

通信行政……………四六

外務行政……………四七

軍務行政……………四七

法務行政……………四七

財務行政……………四七

行政機關……………四七

1 行政官廳……………四七

2 公共團體……………四八

3 警造物……………四八

行政行爲……………四九

第二章 官吏

官吏の意義……………五〇

官吏の任命・種類・等級……………五〇

官廳と官吏……………五一

官吏の権利・義務……………五一

第三章 行政官廳

第一節 中央行政官廳……………五二

内閣總理大臣……………五二

各省大臣……………三三

外務大臣……………三三

内務大臣……………三五

大藏大臣……………三五

陸・海軍大臣……………三五

司法大臣……………三五

文部大臣……………三五

農商務大臣……………三五

逓信大臣……………三五

第二節 地方行政官廳……………三五

府 縣 知 事……………三五

郡 長・島 司……………三四

警 視 總 監……………三五

北海道廳長官……………三五

樺太廳長官……………三五

臺灣總督……………三五

朝鮮總督……………五六

關 東 都 督……………五七

第四章 公共團體……………五七

自治行政の意義……………五七

自治行政の利害……………五八

第一節 地方團體……………五八

地方團體の概念……………五八

市町村の組織……………五九

1 一定の土地……………五九

2 一定の住民……………五九

3 自治權……………五九

公 民……………六〇

市町村の機關……………六〇

1 市町村會……………六〇

2 市參事會……………六〇

3 市町村長……………六〇

市町村の財政……………六〇

郡・府縣の組織……………六〇

郡府縣の機關……………六

1 郡會・府縣會……………六

2 郡參事會・府縣參事會……………六

3 郡長・府縣知事……………六

郡府縣の財政……………六

北海道・沖繩縣及び島地の自治……………六

第二節 公共組合……………六

公共組合の意義……………六

水利組合……………六

商業會議所……………六

農會……………六

重要物産同業組合……………六

第五章 營造物……………六

營造物の意義……………六

營造物の種類……………六

營造物の使用……………六

第六章 行政救濟附行政裁判所……………六

行政救濟の意義……………六

訴願……………六

行政訴訟……………六

行政裁判所……………六

第三編 刑法

第一章 刑法の概念……………七

刑法の意義……………七

刑法の效力……………七

第二章 犯罪……………七

犯罪の意義……………七

1 犯罪の責任……………七

2 違法行為……………七

3 刑を科すべき行為……………七

犯罪の態様……………七

既遂犯……………七

未遂犯……………七

不能犯……………七

併合罪	七四
累犯	七四
共犯	七四
第三章 刑罰	七四
刑罰の意義種類	七四
刑罰の適用	七五
刑の執行猶豫	七五
刑罰の消滅	七六
警察犯處罰令	七六
第四編 國際公法	七七
第一章 國際公法の概念	七七
國際公法の意義	七七
條約の意義	七七
最惠國條款	七七
我が通商條約國	七六
國際慣例	七六
第二章 國際關係	七六

第三章 國際機關

第五編 民法

第一章 總則

第三章 國際機關	七九
第一章 總則	八一
第一節 人(自然人)	八一
權利能力	八一
無能力者	八一
未成年者	八二
禁治產者	八三
準禁治產者	八三
妻	八三
第二節 法人	八三
法人の意義	八三
法人の能力機關	八四
法人の成立	八四
法人の解散	八五
商事會社	八五
第三節 物	八六

物の意義分類.....	六六
動産と不動産.....	六六
主物と従物.....	六六
特定物と不特定物.....	六六
消費物と不消費物.....	六七
元物と果實.....	六七
第四節 権利の得喪.....	六七
第二章 物權法.....	六八
第一節 物權の概念.....	六八
物權の意義.....	六八
物權の創設設定移轉.....	六八
第二節 物權の種類.....	六八
占有權.....	六八
所有權.....	六八
地上權.....	六八
永小作權.....	六八
地役權.....	六八

留置權.....	六九
先取特權.....	六九
質權.....	六九
抵當權.....	六九
第三節 不動産登記.....	六九
第三章 債權法.....	六九
第一節 債權の概念.....	六九
債權の意義效力.....	六九
債權と物權.....	六九
多數當事者の債權債務.....	六九
第二節 債權の發生消滅.....	六九
債權の發生原因.....	六九
契約.....	六九
單獨行為.....	六九
事務管理.....	六九
不法行為.....	六九
不當利得.....	六九

債権の消滅原因..... 九五

第四章 親族法..... 九五

 第一節 親族の概念..... 九五

 親族の意義..... 九五

 親系..... 九五

 親等..... 九五

 第二節 家..... 九六

 家族制度..... 九六

 家..... 九七

 戸主の権利義務..... 九七

 戸主権の發生消滅..... 九七

 家族..... 九六

 第三節 婚姻..... 九六

 婚姻の意義..... 九六

 婚姻成立の要件..... 九六

 婚姻の效力..... 九六

 離婚..... 九六

 離婚..... 九六

第四節 親子..... 一〇〇

 親子の種類..... 一〇〇

 親権..... 一〇一

 第五節 後見..... 一〇一

 後見の開始..... 一〇一

 後見人..... 一〇一

 後見監督人..... 一〇一

 親族會..... 一〇一

第五章 相続法..... 一〇三

 第一節 相続の概念..... 一〇三

 相続の意義..... 一〇三

 相続人曠缺の場合..... 一〇三

 家督相続..... 一〇三

 遺産相続..... 一〇三

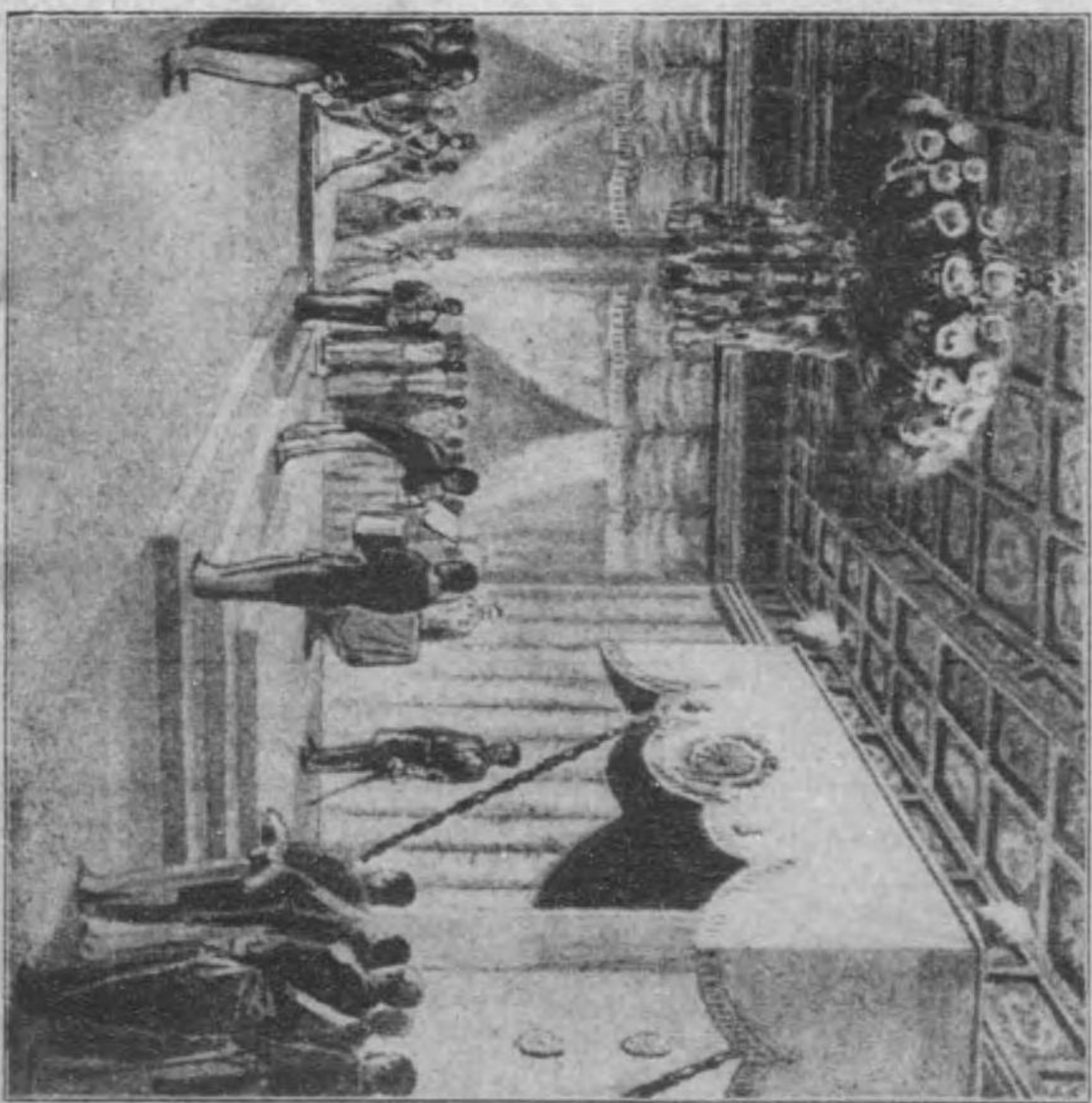
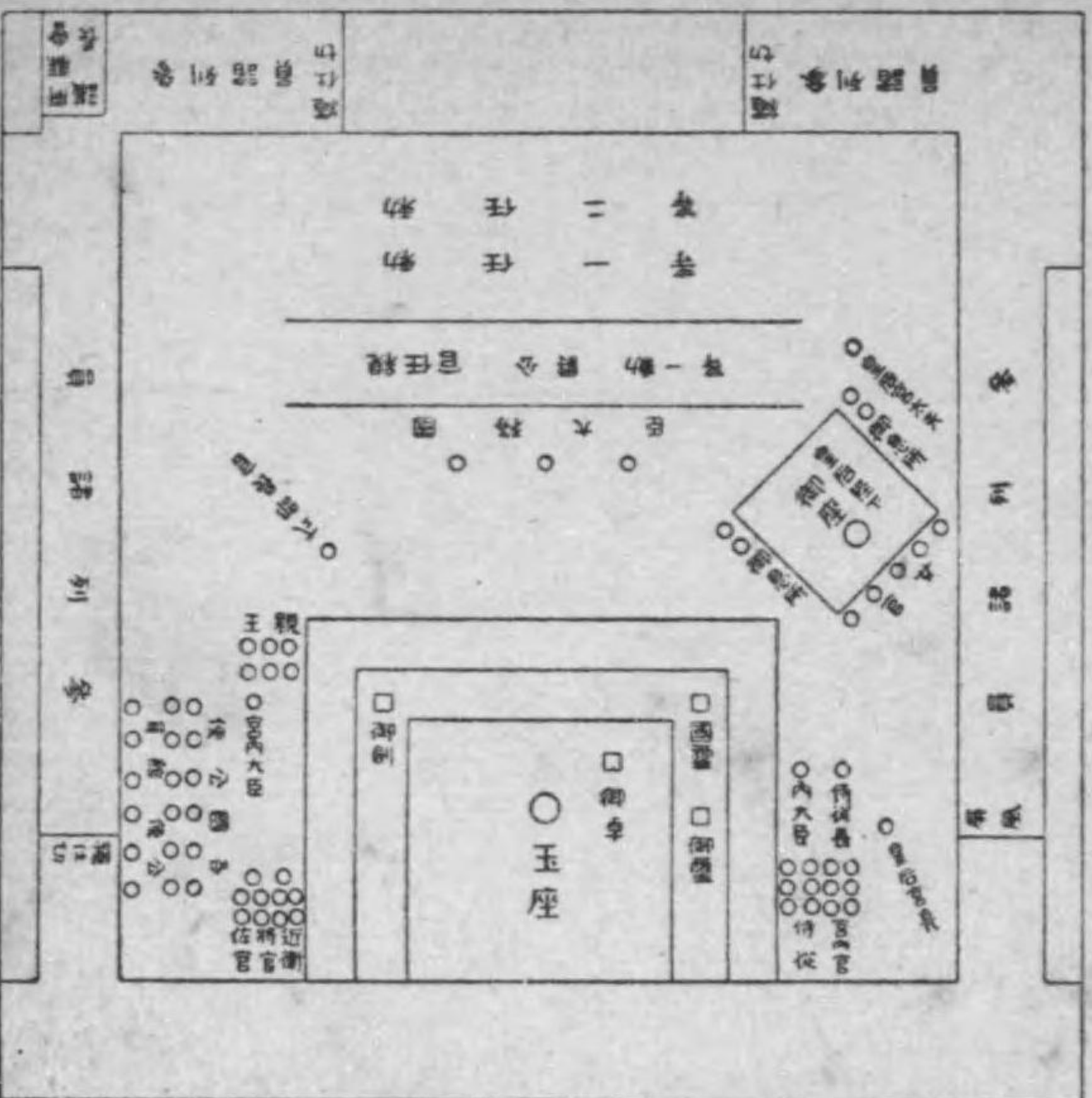
 第二節 遺言遺留分..... 一〇四

 遺言の意義..... 一〇四

 遺言の方式..... 一〇四

遺留分	109
第六編 商法	109
第一章 商法の概念	109
商法の意義	109
商人	109
商業登記	109
商號	109
商業帳簿	109
第二章 會社及び商行爲	109
會社の意義種類	109
商行爲	109
第三章 手形及び海商	109
手形	109
海商の意義	110
船舶・船員	110
海上運送海損	110

景光の場式布發法憲國帝



國民教育 法制綱要

武藤七郎 纂主

緒論 法制の基礎觀念

第一章 國家

國家の意義

社會は、社會的に結合し、共同の目的を有するものなり。國家の三要素

一定の土地に、領土たる人民の數に依りて

國家の意義 夫れ社會は、二人以上の者の共同生活を營む團體にして、其の最も進歩せるものは、則ち國家にあらずや。されば國家とは、一定の人民が、一定の土地に住みて、主權に支配せらるゝ、社會的團體の謂なり。斯くて國家には、三個の要素あり。

1 一定の土地 此は領土(又は版圖)と稱せられ、人民の主に住する場所、主權の完全に行はるゝ、範圍なり。彼の未開遊牧の民族、又は

何に立し 國に 洲は 國の 界の 最定 小限 獨な
千哩に 人面 過口 一積 ぎ一 萬八 九方 侯る

領海

一定の人民

主權

海賊團體の如きは、一定の土地を缺けるが故に、國家と稱することを得ず。

領土に對する主權(領土權)は、領土を限界として他の權力を排し、以て最高無限に行はる。領海は、領土の一部と看做すべきものにして、從來、干潮時の汀線より、三哩までの海面を云ひしが、今や六哩を標準とするに至れり。而して領海以外の海洋は、之を公海と稱す。

2 一定の人民 People これは國民(君主國にては特に臣民)と稱せられたとひ他國に住するも、尙ほ本國の主權に服従すべきものとす。

3 主權 Sovereignty 主權は、統治權又は國權とも稱せられ、最高唯一無限にして、内、臣民に對して絶對の服従を強制し、外、他國に對して獨立を保持す。

國家の 一定の土地 〓 領土(又は領域若くは版圖) 一定の人民 〓 國民(君主國にては特に臣民)

三要素

我が國家

憲一條 大日
本帝國ハ 萬世
一系ノ 天皇之
ヲ統治ス

國體の意義

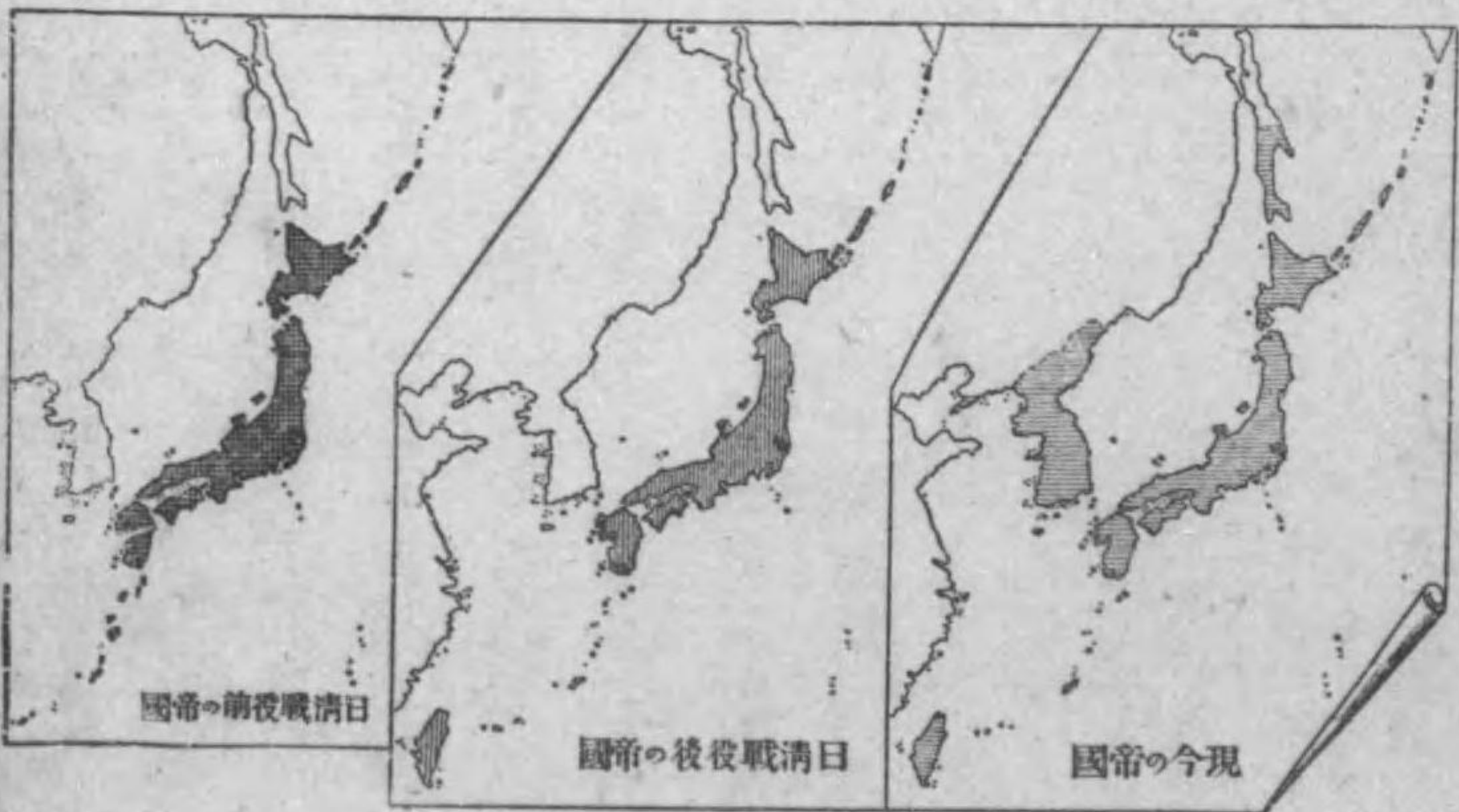
主權 〓 統治權 又は 國權

我が國家 我が國は、未だ曾て他國の蠶食を受けざるのみならず、今や日清日露の二戰役を経て、面積、四萬三千五百方里に上れり。臣民は、又七千三百萬の多きに達し、而かも大和族大部を占めて、著しく他民族を同化しつゝあり。而して此の國土、此の臣民を統治する主權が、萬世一系の天皇にあるは、憲法第一條に明記せらるゝ所にあらずや。

第二章 國體・政體

國體の意義

國體とは、主權の所在



國體の
種類 君主國體
民主國體

共和國體

白耳義希臘の如し
地理教科書に君主ある國を皆君主國體となせり英國の如く君主と議會と主權を共有する國體を君民同治國體と云ふ者あり我が國體
天祖の神勅

に關する國家の態様なり。特定の人が固有の權力もて、主權を掌握するを君主國體と曰ひ、國民全體が主權を掌握するを民主國體と曰ふ。其の民主國體中に於て、最も純粹なるものは、則ち共和國體にして、特に其の元首を大統領と云ふ。而して主權の所在の相異なり、以て國體の區々たるるは、全く建國の歴史の然らしむる所なり。歐米諸國は、概ね民主國體なり。君主を戴ける國、必ずしも君主國體にあらず。民意によりて君主を戴き、憲法を作りて君權を制限したる如きは、則ち民主國體にして、斯かる國の君主は、畢竟無期の大統領たるのみ。乃ち知るべし。國體の如何は、主權の那邊に存するかにあることを。

國體と元首—1 君主國體の元首は君主 2 民主國體の元首は君主又は大統領

我が國體

大日本帝國は、中古權門武家の專横ありしかど、主權の所在は、終始一貫、萬世一系の皇位にあり。天祖の神勅に曰く、豐葦原千五百秋瑞穗國

忠孝一致は日本獨特の美風

政體の意義 專制政體 立憲政體 佛國の碩學モ三權分立の學を主權の分割を以て主權は分割されず、唯一分割せらるるに過ぎず。我が政體の變遷

是、我子孫可王之也、宜爾皇孫就而治焉。行矣寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。と。即ち我が國の君主國體たるは、神授なり。天授なり。而して出雲族の平定、神武の東征によりて、天壤無窮の皇基定まり、爾來、皇運愈々高く、祖宗の遺業益々榮えたり。要するに我が國は、建國の當初より、君臣の名分定まり、宗家の家長權は、即ち主權にして、臣民が、共同祖先を崇拜するの念は、則ち主權に服従するの念となり、義に於ては君主、情に於ては父子、即ち忠孝一致の美風をなす。斯かる國狀は、世界廣しと雖、獨り我が國あるのみ。

政體の意義

政體とは、主權行動の形式を云ひ、專制政體、立憲政體

の二種あり。專制政體は、國家の統治が、君主の獨裁專斷に係るものを曰ふ。立憲政體は、英國憲政の母國に起り、現今、文明諸國の大部の採用せるものにして、臣民の權利自由等認められ、立法、行政、司法等の機關、各統治作用に當りて、相互に抑制援助するものを曰ふ。我が國は、建國以來の專制政體、明治二十三年に至りて、立憲政體に變じたり。

國體・政體の別

國體は、國家組織の根本問題なるが故に、主權の所在の變更即ち國體の變更は、國家の滅亡新設を意味すれども、政體は、單に主權行動の形式問題に止まるが故に、それが變更は、國家の存亡に影響せず。

國家の種類

國體・政體の二者を標準とせば、國家に、立憲君主國・立憲民主國・專制君主國・專制民主國の四種あり。就中專制民主國は、世に稀なれども、其の例を擧ぐれば、ナポレオン三世が、人民に公選せられながら、專制政體に則りしが如し。

第三章 法

法の意義

法の意義

アリストテレス曰く、吾人々類は、社會的動物なりと、まことや吾れ等は、社會生活をなすべき固有性あり。此の社會生活を營むに當りては、安寧を圖り、秩序を維持する爲に、規矩たり、準繩たるものなからざるべからず。

法とは、家法書法と謂ふが如く、凡て事物の秩序あることを意味す。

國家の種類
立憲君主國
立憲民主國
專制君主國
專制民主國

法制

爰に所謂法も、亦秩序的社會生活をなすべき爲の國家の法則なり、即ち治者・被治者間の關係、及び被治者相互間の關係を律し、以て秩序を維持する國法の謂なり。

法制とは、上述したる如く、治者・被治者間の關係を律し、又被治者相互間の關係を定め、以て吾人の社會的生活を圓滿ならしむる法令

Law or legislation

制度の總稱に外ならず。

法制と國民

苟くも法制が、吾人の共同生活を圓滿ならしむるも

のとせば、吾人は、社會の一員として、又一國の國民として、之に據り、之に則らざるべからず。是れ教育勅語にも、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒの旨ある所以にあらずや。

法制・道德の關係

法制と道德とは、時に相納れざるかの如く見ゆる場合ありと雖、決して然らず。二者は、常に相倚り相輔けて、以て吾人の行爲を律す。即ち法制は、道德の強制を輔け、道德は、法制の及ばざ

法制・道德の關係

政署令・郡令・島廳令等ありて、内閣總理大臣以下、發令權を委任せられたる各行政機關之を制定し、年月日を記入したる上署名するものとす。

法の公布

法の公布 法律及び勅令・閣令・省令等は、官報に掲載し、通常、公布の日より滿二十日を経て施行す。此の他の命令は、多くは各地發行の新聞紙に掲載し、公布の日又は到着後より、滿七日を経て施行す。

法の效力

法の效力 法の效力は、時・處・人に分ちて觀察するを要す。即ち(1)法は、公布の日又は一定の周知期間後より、其の廢止變更まで效力を有し、既往に遡らざるを原則とす。(2)法は、其の全版圖に行はるゝを原則とし、例外として、特別法の如く、國內の或る一地方のみに行はるゝものあり。又公海或は他國內にある軍艦・公船・公海内に在る普通船舶、在外の大公使館内、領事裁判權の行はるゝ他國領土居留地等には、本國法行はる。(3)法は、領土内の總ての人に適用せらるべき

租借地及び軍
時占領地等に
も我が國法行
はる
外國に於て自
國民に對し自
國の領事をし

て裁判を行は
しむる權を云
ふ現今我が國
は支那及び暹
羅に對して領
事裁判權を有
す

權利義務の由
來

を原則とし、例外として、特別法の如く、或る一部の臣民にのみ行はるゝものあり。又元首、他國の元首、皇族、外交官、大使、公使及び其の家族従者、外國の軍隊、軍艦、公船、領事裁判權の下に立つべき人民等には、其の效力を及ぼさず。

第四章 權利・義務

權利・義務の由來

吾人人類を自由に放任せんか、弱肉強食、優勝劣敗の悲劇を演じ、到底、共同生活をなすこと能はざるべし。是れ國家が、法を設けて權利義務を定め、以て國家と個人、又は個人相互間の關係を律するに至りし所以なり。但し社會の幼稚なる時代に在りては、國家は、個人の義務のみを強めしが、今は個人の權利を尊重し保護するに至れり。是れ寧ろ、國家の結合・發達を促進すればなり。

權利の意義

權利は、法の保護する利益を、法によりて主張し得る力なり。故に法なくんば、權利あるなく、又利益あるも、法の保護なく

權利の意義

んば、主張すること能はず。法の保護とは、訴権を認むる謂にして主張とは、他人をして、或ることを爲さしめ、又は爲さざらしむることなり。

公権と私権

權利に、公権・私権の二種あり。公権は、公法によりて認められ、個人が國家に對して有する權利にして、之に參政權・請求權・自由權等あり。私権は、私法によりて認められ、主に個人相互間に存する權利にして、人格權（生命・身體・自由・名譽・信用・姓名・尊稱等の權利）、親族權（親權・夫權・戸主權・後見權・相續權等）、財産權（物權・債權・專用權等）などあり。

義務の意義

權利に對するものは、則ち義務にあらずや。而して義務は、法によりて強制せらるゝ、行爲又は不行爲なり。行爲とは、或る事をなし、不行爲とは、或る事を爲さざる謂にして、そを履行せざらんか、法の制裁を受く。

公義務と私義務

義務に、公義務・私義務の別あり。公義務とは、公法上個人

公権と私権
參政權
請求權
自由權
公権
人格權
親族權
私権
財産權

義務の意義

公義務と私義務

公義務
兵役
納税
行爲
私義務
不行爲

が、國家又は國家の機關に對して負ふ所の義務にして、其の主たるものに、兵役の義務、納税の義務等あり。私義務とは、私法上個人が負ふ所の義務にして、之に行爲の私義務、不行爲の私義務などあり。

第一編 憲法 Constitution

第一章 憲法の概念附皇室典範

憲法の意義

英國の憲法は慣習法津判決例約束等より成れる不文憲法なり

帝國憲法の由來

明治元年三月十四日發布

明治元年閏四月

憲法の意義 憲法は、國體・政體に關する大原則及び統治機關(議會・政府・裁判所等)の權限を規定せる國家統治の大法にして、其の效力、他の法令を超越す。制定者によりて、欽定日・普等、協定白・希等、民定(佛・米等)の三種に分れ、明文の有無によりて、成文憲法・不文憲法に分る。我が國のそれは、則ち欽定・成文のものなり。

帝國憲法の由來

明治天皇、明治維新の初め、大政を親し給ふや、海外の大勢に鑒み、建國以來の專制政體を改めて、憲法を統治の基となさんこと、最良の政體にして、又皇祖・皇宗の定め給ひし國是にも適ひ給ふとて、御誓文の第一に、廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシと宣はれて、將來、立憲政體を採用すべきを明にし給ひ、政體書を頒布して、三大統治機關(立法・行政・司法)鼎立の制

明治十一年地方長官會議を開き府縣會議規則を議定せしめられ、是で之を發布せらるる。明治十五年參議伊藤博文を歐洲各國に遣はして憲法を採調せしめ、翌年歸朝するに及び、宮中に制度取調局を置き、博文長官となり、憲法の草案を作る。帝國憲法發布の誇

を定められ、明治七年、地方長官會議を興して、議院憲法を頒ち、翌八年、立憲政體樹立の詔を下し、立法院として元老院を、最高裁判所として大審院を置き、地方長官會議を開きて、地方の政務を議せしめ、同十二年、府縣會を開きて、地方の代議制を創始し、遂に明治十四年十月、同二十三年を期して國會を開設すべき大詔煥發せられ、同十八年内閣制度成り、同二十一年、樞密院を置き、憲法の草案を議し、翌二十二年紀元節の佳辰、皇室典範・議院法と共に、帝國憲法發布せられたり。嗚呼、春風秋雨二十餘年、明治天皇が、夙夜孜々として、憲法の制定に軫念し給ひしこと、誰か感泣せざるものあらんや。其の發布の告文、勅語は、別紙に掲ぐるが如し。

帝國憲法發布の誇

外國の憲法は、概ね君臣不和即ち悲風慘雨の裡に、協定又は民定せられ、所謂血を以て購ひしもの多し。然るに我が憲法は、時勢の推移を察し、國家の發展と臣民の幸福とを冀はせ給ふ大御心より、明治天皇欽定し給ひ、君民和樂、瑞氣靈變たる裡に發布せられたり。是れ實に、世界に誇るべく、又後世に傳ふべきなり。吾

人臣民たるもの、優渥なる叡慮を畏み、憲政有終の美を濟さずして可ならんや。

憲法の效力 憲法は、實に國家最高の法則にして、法律命令により廢止變更せらるゝことなく、現在の領土は勿論、新附の領土にも適用せられ、在外國民にも、在留國の主權と抵觸せざる範圍に於て效力を及ぼす。

憲法の改正 憲法の改正は、天皇のみ發案權を有し、帝國議會之を議定す。兩議院とも、總議員の三分二以上出席し、出席議員三分二以上の多數を以て、單に可否(修正を許さず)のみを議決し、天皇の裁可、國務大臣副署の上公布せらる。但し皇室典範と共に、攝政を置く間は、變更せらるゝことなし。

皇室典範 憲法と同時に發布せられ、専ら皇室に關する事項を規定し、直接臣民に關すること少なし。従つて之が改正・増補は、單に

憲法の效力
皇室典範中
室内部の御
法に關する
の憲法をも
て變更する
とを得ずる
こと

憲法の改正
議會が發議
權を有せざ
るに於ては
法律の制定
に關し、兩
議院の多數
を以て議決
し、天皇の
裁可を要す
るなり。但し
皇室典範に
關する事項
は、天皇の
裁可を要す
るに非ざる
なり。

皇族會議、樞密顧問の諮詢を経るのみなり。

第二章 統治權の主體(天皇)

附攝政、我が皇室と國家、宮内大臣、内大臣

皇位と其の繼承

皇位は、天皇の即き給ふ御地位、即ち統治權のある

所にして、萬世一系、連綿として天壤と共に窮りなく、皇室典範の定むる所により、皇男子孫之を繼承す。天皇崩スル時ハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承クるが故に、皇位は、常に空虚なることなし。君主ハ死セズとの法語眞に至言と謂はまし。乃ち知るべし。皇位と天皇と神器とは、長に我が帝國と終始すること。

皇位繼承の順序

皇長子及び其の子孫相傳へ、是れあらざる時は、皇次子及び其の子孫に傳ふ。皇子孫皆あらざる時は、皇兄弟及び其の子孫に傳へ、尙ほ是れあらざる時は、皇伯叔父及び其の子孫に傳ふ。斯くて尙ほ是れあらざる時は、最近親の皇族に傳ふ。

皇位と其の繼承
1. 踐祚の時
2. 踐祚の禮
3. 踐祚の儀
4. 踐祚の式
5. 踐祚の祭
6. 踐祚の祭
7. 踐祚の祭
8. 踐祚の祭
9. 踐祚の祭
10. 踐祚の祭
11. 踐祚の祭
12. 踐祚の祭
13. 踐祚の祭
14. 踐祚の祭
15. 踐祚の祭
16. 踐祚の祭
17. 踐祚の祭
18. 踐祚の祭
19. 踐祚の祭
20. 踐祚の祭
21. 踐祚の祭
22. 踐祚の祭
23. 踐祚の祭
24. 踐祚の祭
25. 踐祚の祭
26. 踐祚の祭
27. 踐祚の祭
28. 踐祚の祭
29. 踐祚の祭
30. 踐祚の祭
31. 踐祚の祭
32. 踐祚の祭
33. 踐祚の祭
34. 踐祚の祭
35. 踐祚の祭
36. 踐祚の祭
37. 踐祚の祭
38. 踐祚の祭
39. 踐祚の祭
40. 踐祚の祭
41. 踐祚の祭
42. 踐祚の祭
43. 踐祚の祭
44. 踐祚の祭
45. 踐祚の祭
46. 踐祚の祭
47. 踐祚の祭
48. 踐祚の祭
49. 踐祚の祭
50. 踐祚の祭
51. 踐祚の祭
52. 踐祚の祭
53. 踐祚の祭
54. 踐祚の祭
55. 踐祚の祭
56. 踐祚の祭
57. 踐祚の祭
58. 踐祚の祭
59. 踐祚の祭
60. 踐祚の祭
61. 踐祚の祭
62. 踐祚の祭
63. 踐祚の祭
64. 踐祚の祭
65. 踐祚の祭
66. 踐祚の祭
67. 踐祚の祭
68. 踐祚の祭
69. 踐祚の祭
70. 踐祚の祭
71. 踐祚の祭
72. 踐祚の祭
73. 踐祚の祭
74. 踐祚の祭
75. 踐祚の祭
76. 踐祚の祭
77. 踐祚の祭
78. 踐祚の祭
79. 踐祚の祭
80. 踐祚の祭
81. 踐祚の祭
82. 踐祚の祭
83. 踐祚の祭
84. 踐祚の祭
85. 踐祚の祭
86. 踐祚の祭
87. 踐祚の祭
88. 踐祚の祭
89. 踐祚の祭
90. 踐祚の祭
91. 踐祚の祭
92. 踐祚の祭
93. 踐祚の祭
94. 踐祚の祭
95. 踐祚の祭
96. 踐祚の祭
97. 踐祚の祭
98. 踐祚の祭
99. 踐祚の祭
100. 踐祚の祭

天皇と其の特權

天皇と其の特權 憲法に所謂天皇とは、天祖の後裔にして、皇位を充たし給へる現神アラヒトガミを意味し、實に國家の元首、權力の源泉にして、左の特權を有し給ふ。

- 天皇
- 1 不可侵權 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス 憲法第三條
 - 2 榮譽權 敬稱權・紋章權・宮廷組織權・守衛儀仗權等
 - 3 財産權 皇室費を受くる權・世傳御料保有權等

天皇の大權
憲四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニヨリ之ヲ行フ

天皇の大權 天皇は、統治權を總攬し給ひ、其の統治權の作用たる政務を、立法・司法・行政の三機關に分掌せしむる外、國務大臣の輔弼、樞密顧問の應答(重要事件)によりて、政務を親裁し給ふ。是れ我が憲法の一特色なり。

憲法外の大權

抑も民主國の大統領等は、行政權を有するに止まり、英吉利の君主の如きは、議會と統治權を共有せり。然るに我が天皇は、統治權を總攬し、憲法を欽定し、憲法以外に大權を固有せらる。例へば國境變更

憲法上の大權

遷都・頒曆・造位・造爵・造幣・使節授受等の如し。而して憲法上にては、左記の事項を親裁し給ふ。是れ謂ゆる憲法上の大權事項と稱するものなり。

- 1 法律を裁可し、其の公布及び執行を命ずること。
- 2 帝國議會を召集し、其の開會閉會停會及び衆議院の解散を命ずること。
- 3 緊急勅令を發し、又は其の他の命令を發し、若くは發せしむること。
- 4 行政各部の官制及び文武官の俸給を定め、併せて其の任免を行ふこと。
- 5 陸海軍を統率し、其の編制及び常備兵額を定むること。
- 6 戰を宣し和を講じ、及び諸般の條約を締結すること。
- 7 戒嚴を宣告すること。
- 8 爵位・勳章及び其の他の榮典を授與すること。
- 9 大赦・特赦・減刑及び復權を命ずること。
- 10 戰時又は國家事變の場合に於て、非常大權を行ふこと。
- 11 帝國議會の會期(三箇月)を延長し、又臨時議會を召集すること。
- 12 財政上必要なる時、緊急の處分をなすこと。
- 13 憲法の改正をなすこと。

統治

1 天皇の 大權
憲法外の 大權 親裁(樞密顧問・國務大臣參與)
憲法上の 大權 立法 行政 司法
 2 機關を通じての統治 行政 司法
 立法 行政 司法 裁判所

宣誥の種類

宣誥の種類
 *明治四十年二月一日官報勅令第六號を參照すべし
 詔書は一般に公布せられ勅書は受命者のみに交附せらる

宣誥の種類 天皇は萬機を其の手にし給ひ下し給ふ宣誥の種類多し。就中勅旨(口頭)勅語(勅書)詔書勅書憲法皇室典範皇室令法律勅令軍令等に就ては、宮内大臣内閣總理大臣(他の國務大臣)陸海軍大臣など、それ〴〵之を奉行す。又閣令以下の諸命令は、各關係の有司をして、天皇の發せしむるものなり。國際條約の公布は、臣民に服從の義務を生じ、豫算の公布は、有司を拘束す。是れ等は、官記・辭令書位記・爵記・勳記・國書、其の他外交上の親書、條約批准書、全權委任狀等と共に、又以て天皇の宣誥と看做すべし。

攝政

攝政
 *天皇皇太子皇太孫は十八歳以上

攝政 天皇未だ成年に達せざる時、又天皇久しきに亙る故障に由り、大政を親らすること能はざる時は、皇族會議及び樞密顧問の

憲一七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リテ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フニ於テ憲法及皇室典範ノ間ニ變更改スルコトヲ得ス

政たるべき順位

我が皇室と國家(皇室とは天皇を家長とし皇族を家族とする團體ないふ)

議を経て、攝政を置く。攝政は、官職にあらず、又天皇の輔佐代理にもあらず、實に皇室典範の定むる所により、當然攝政となり、天皇の名に於て大政を行ふものなり。しかも統治權は、攝政に移り、又は攝政に分有せらるゝにあらず。

攝政たるべき順位

成年の皇太子又は皇太孫之に任じ、若しこれあらざるか、又は未だ成年に達せざる時は、1親王及び王、2皇后、3皇太后、4太皇太后、5配偶者なき内親王及び女王の順序による。

我が皇室と國家

Imperial House

歐洲諸國の君主は、部落たりし昔時、他部落との交戰の爲、選舉せられたる統帥者又は其の子孫が、該地位を私せしか、封建時代の諸侯の陞位せしか、民選の結果元首となりしかを常とすれども、我が國は、建國の當初より、明に君臣の名分定まれる上に、天皇は、一身一家の爲に皇位を繼承せず、實に國事公事として踐祚するなり。是れ我が皇室の事務が、概ね國務に關聯する所以なり。見

皇室事務は宮内大臣、國家事務は國務大臣之を奉宣するものとす

宮内大臣、内大臣

國璽は方二寸九分の金材にして大日本國璽の五字の刻あり

領土の意義

領土權

帝國の領土租借地

よ踐祚は、皇室の一大慶事たると同時に、皇位の繼承てふ國家の大祝事たるにあらざや。勳章其の他の榮典を授與するは、皇室の事務なれども、それを奉行する賞勳局は、内閣に隸屬するにあらざや。宜なる哉、皇室事務を掌る者が、私官にあらざして官吏たることや。

宮内大臣、内大臣

宮内大臣は、皇室の事務につき、天皇を輔弼し、所部の職員を統督し、兼ねて華族及び朝鮮貴族を監督す。内大臣は、天皇に常侍輔弼し、又御璽、國璽を尙藏し、詔書、勅書其の他宮廷の文書に關する事務を掌る。而して宮内大臣、内大臣は、兩者共に、國務大臣たるにあらざ。

第三章 統治權の客體(領土・臣民)

領土の意義

領土は、主權の絶對に行はれ、他の主權の干犯を許さざる範域にして、之に對する主權を、特に領土主權又は領土權といふ。

我が領土租借地 我が領土は、數千の島嶼と、亞細亞大陸の一角たる

領海は領土の一部にして租借地、軍艦等も領土の一種と看做さる

臣民の性質 絶對無限の服従とは無條件無制限の服従なり

朝鮮とより成れり。憲法こそ、此の全領土に效力を及ぼせ、新領土なる臺灣、南樺太、朝鮮に於ては、勅令を以て指定したる法律命令の外は、臺灣の律令、朝鮮の制令等の如く、内地と同一ならざる法令行はる。支那領滿洲の關東州は、日露日清の二條約により、明治三十八年以來、我が國之を租借し、關東都督府を置きて統治すれども、内地の法令を施行せず、勅令を以て特別の法規を設く。而して租借地の支配は、則ち憲法外の大權に屬す。



臣民の性質

臣民は、絶對無限に主權に服従すと同時に、主權によりて完全に保護せられたとひ天涯萬里の異境にあるも、尚ほ臣民としての權義を有す。在留外國人の服従は、領土權の反射なれども、臣民の服従は、臣民たる身分關係に基づくも

族華族及び勅任せられたる議員より成れり。

1 皇族議員 成年に達したる皇族男子にして、終身議員たり。 2 公侯爵議員 満二十五歳以上の公侯爵にして、終身議員たり。 3 伯子男爵議員 満二十五歳以上に達したる伯子男爵の各同爵より、互選せられたる者、任期は七箇年なり。 4 勅選議員 國家に勳勞あり、又は學識ある満三十歳以上の男子の勅任せられたる者、任期は、終身なり。 5 多額納税議員 各府縣に於て、土地或は工業商業に付、多額の直接國税を納むる者十五人中より一人を互選し、勅任せられたる満三十歳以上の男子、任期は七箇年なり。

衆議院の組織

衆議院議員數は現時三百八十一人

衆議院議員の選舉權

衆議院の組織

衆議院は、衆議院議員選舉法に依り、北海道各府縣に於て公選したる議員より成り、其の任期は、特別の場合を除き四箇年とす。衆議院議員の被選舉資格は、年齢満三十年以上の帝國臣民たる男子たるを要し、住所納税等の制限あることなし。

衆議院議員の選舉權

これは國民の參政權てふ重要な一の公權にして、此の權利を有するには、左の資格あるを要す。

1 帝國臣民たる男子にして、年齢二十五歳以上の者。 2 選舉人名簿調製の期日(毎年十月一日)前、滿一ヶ年以上、其の選舉區内に住所を有し、仍ほ引續き有する者。 3 選舉人名簿調製の期日前、滿一ヶ年以上、地租十圓以上、又は滿二ヶ年以上、地租以外の直接國税十圓以上、若くは地租と其の他の直接國税とを通じて十圓以上を納め、仍ほ引續き納むる者。

神官、神職、僧侶、其の他諸宗教師、小學校教員、宮内官、判檢事、行政裁判所長官及び評定官、會計檢査官、收稅官吏、警察官吏、歸化人、貴族院議員及び府縣會議員の如く、特定の身分又は職業を有する者は、選舉權を有するも被選舉權なく、又禁治産者及び準禁治産者、家資分産又は破産(商人が支拂を停止したる時、裁判官の宣告を受け、本人又は債權者の申立により)の宣告を受けて復權せざる者、剝奪及び停止公權者、華族の戸主、現役又は召集中の軍人、官公私立學校の學生及び生徒等は、選舉權及び被選舉權を有せず。

衆議院議員の選舉

衆議院議員の選舉は、單記無記名制度にして、各府縣を、郡部と市部とに分ちて行ふ。郡部は、特定の島嶼(對馬、佐渡、隱岐、大島)の

被選舉權なき者、選舉權なき者、被選舉權なき者、民事訴訟の強制執行處分に資力なき債務者に裁判所が職權又は申立により宣告するもの、衆議院議員の選舉權

我が國の議員は、國民の直接選舉による。其の選舉は、各選舉區に於て、各選舉區の國民の多數の投票を得たる者を當選人と定め、選舉長たる地方長官、當選證書を交附す。法定數とは、選舉人名簿に記載せられたる選舉人の總數を、選舉區内の議員定員數にて除し得たる數の五分の一なり。

議員の覺悟

憲法第五條、議員は、院外に於て責を負ふことなく、現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外、其の院の許諾なくして、會期中に逮捕せらるることなし。是れ立法府の獨立を尊重する爲なり。雖、亦議員たるもの、光榮にあらざるや。夫れ然るに、徒に喧噪熱罵に努め、請託賄賂の前に節を賣り、權勢利己の爲に政見を豹變するが如きは、寔に憲政の賊と謂はざるべからず。又選舉たるや、臣民の公權行使にして、一面には、

議員と選舉民との覺悟

議員は、院内にて發言したる意見及び表決に付、院外に於て責を負ふことなく、現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外、其の院の許諾なくして、會期中に逮捕せらるることなし。是れ立法府の獨立を尊重する爲なり。雖、亦議員たるもの、光榮にあらざるや。夫れ然るに、徒に喧噪熱罵に努め、請託賄賂の前に節を賣り、權勢利己の爲に政見を豹變するが如きは、寔に憲政の賊と謂はざるべからず。又選舉たるや、臣民の公權行使にして、一面には、

議員の召集

帝國議會の閉會

開會の概ね、開院式に於て、幸に閉會の時、然らず。

光輝ある義務なり。夫れ然るに、徒に投票を怠り、又は情實、威壓、賄賂等の爲、其の器にあらざる者を選挙し、或は地方問題を提げて選出議員に逼るが如き、又以て、憲政を茶毒する者と謂ふべし。

帝國議會の閉會

毎年開會の通常議會は、會期三箇月にして、必要の場合には、勅命にて延長せらる。臨時議會開會の必要及び會期は、天皇の定め給ふ所。但し衆議院解散後の臨時議會は、五箇月以内に開會するものとする。議員の召集は、官報上詔書の形式により、勅命を以て期日を定め、少なくとも四十日前に發布せらる。

各議員、其の院に參集して各院成立せば、勅命によりて開院式の日定まり、兩院議員、貴族院に參集し、式場、優渥なる勅語を賜はる。會期満了の時は、開院式に倣ひて、勅命により閉院式を行ふ。勅命により、議事を停止するを停會(十五日)と云ふ。衆議院議員の任期満了前、勅命もて其の資格を解除するを解散と云ひ、此の場合に貴族院は、

休會
議事
兩議院の會議
は公開するを
以て原則とす

讀會
審查委員の報
告終りたる時
次の讀會を省
略することあ
り貴族院に於
て此の例多し

帝國議會の權
限
協賛は法律案
に於て承
諾は緊急勅令
に於て承
諾は緊急勅令
に於て承
諾は緊急勅令
に於て承

單に停會を命ぜらるゝのみ。而して各議院は、議事の都合上、休會することあれども、自ら停會解散するの權能なし。

議事 議事を開くには、各院とも、三分の一以上の議員の出席するを要し、過半数を以て議決し、可否同數なる時は、議長の決する所に依る。而して議事の進行は、三讀會を経るを以て原則とす。

第一讀會は、議案全部に付て説明質問をなしたる後、之を審查委員に附託し、其の報告を待ちて、第二讀會を開くべきや否やを決するを常とす。第二讀會は、議案に付て逐條審議し、原案の條項を可決し、否決し、又加除修正す。第三讀會は、議案全部の可否を確定し、一部の修正を許さず。

帝國議會の權限 帝國議會は、兩院相合して、次の權限を行ふものとす。立法に參與するものとして、法律案に對する協賛、緊急勅令に對する承諾、及び憲法改正案の議決をなし、財政計畫に參與するものとして、豫算案の協賛及び決算の審査、國債及び豫算外國庫負

擔の契約に對する協賛、緊急財政處分に對する承諾をなす。

兩議院の各權限 貴族院、衆議院は、何れも單獨にて、次に列舉する權限を有す。1 天皇に上奏をなすの權、2 意見を政府に建議する權、3 臣民より呈出する請願を受くる權、4 法律案を提出し、議決する權、5 議院内部の諸規則を定め、之を實行する權等。

議員の權利義務 議員は、憲法及び其の他の法令によりて、特別の權利義務を有す。質問權、發議權、發言表決、身體の自由權、歳費旅費の受領權、刑法上の保護等は、權利の重なるもの、召集に應じて議場に出席するは、重なる義務なり。

第二節 政府(國務大臣、樞密顧問) 會計検査院

政府の意義 政府を以て、國務大臣又は國務大臣の組織する内閣若くは行政長官たる各省大臣と解するものあれども、爰に所謂政府は、大權の親裁に參與する國務大臣、樞密顧問の總稱なり。

兩議院の各權
限
協賛は法律案
に於て承
諾は緊急勅令
に於て承
諾は緊急勅令
に於て承
諾は緊急勅令
に於て承

議員の權利義務
議員は、憲法
及び其の他の
法令によりて、
特別の權利
義務を有す。

政府の意義
政府を以て、
國務大臣又は
國務大臣の組
織する内閣若
くは行政長官
たる各省大臣
と解するもの
あれども、爰
に所謂政府は
、大權の親裁
に參與する國
務大臣、樞密
顧問の總稱
なり。

憲法五七條
司法權ハ天皇ノ
名ニ依リテ行使スル
之ヲ依リテ行使スル
裁判所ヲ以テ構成ス

非訟事件

於て、法律に依り、司法權を行使し、附隨權限として、非訟事件を取扱ふ。而して司法權とは、民事・刑事の裁判をなす統治權を云ひ、其の主體は、勿論天皇たるなり。

非訟事件

區裁判所の取扱ふものにして、1 未成年者、瘋癲、白痴者、失踪者、其の他法律又は判決に因り、治産の禁を受けたる者の後見人、管財人を監督する事。2 不動産及び船舶に關する權利關係を登記する事。3 商業登記及び特許局に登録したる特許意匠及び商標の登記を爲す等事。

司法權の獨立

裁判官(判事)は、法定の資格ある者、之に任ぜられ、刑罰又は懲戒處分に由る外、免官せらるゝことなし。即ち裁判官は、所謂終身官なるが故に、政府議會等の干渉も峻拒し、自己の獨立的判斷を以て、法規の解釋適用をなし得べし。之を司法權の獨立といひ、立憲政體の美點たり。

裁判所の階級

裁判所には、階級上、大審院以下、控訴院、地方裁判所、區

司法權の獨立
憲法五八條
裁判官ハ刑法ノ
宣告又ハ懲戒ノ
ノ外分ニ由ル
免外其ノ職ヲ
トナシ
裁判所の階級

區裁判所は北
海道各府縣に
數個地方裁判
所は北海道に
四個各府縣に
太に各一個控
訴院は東京大
阪名古屋廣島
長崎仙臺函館
の七箇所大審
院は東京に一
個設置せらる

裁判所の別あり。

1 區裁判所 District Court 單獨判事、輕微なる民事・刑事を裁判し、又別に、非訟事件を取扱ふものとする。

2 地方裁判所 Local Court 此は控訴院と共に、判事三名の合議制裁判所たり。第一審(區)判所に控訴院(大審院の權)の裁判所たると同時に、區裁判所の裁判に對する上訴を裁判す。

3 控訴院 Appeal Court 控訴院は、地方裁判所の第一審判決に對する控訴及び同裁判所の決定・命令に對する法定の抗告を裁判し、又皇族に對する民事訴訟の第一審・第二審を管轄す。

4 大審院 Supreme Court 判事五名の合議制裁判所たり。地方裁判所及び控訴院の第二審判決に對する上告、地方裁判所の第二審としてなしたる決定・命令、並に控訴院の決定・命令に對する法定の抗告を裁判し、又第一審且つ終審として、天皇皇族内亂に關する罪、並に皇族の犯したる禁錮以上の豫審及び裁判をなすものとす。

訴訟
原告
刑事訴訟・民事訴訟
被告
訴訟當事者
告訴・告發・現行犯・自首
保釋
責付

訴訟 訴訟とは、特定の人が、特定の人に對して、法規の實行又は權利保護の目的の爲に、特定の裁判所に裁判を請求するを云ひ、其の手續法に、民事訴訟法・刑事訴訟法の二種あり。訴訟提起者即ち原告は、刑事訴訟にては、國家にして、Criminal Prosecution 檢事之に當り、民事訴訟にては、概ね一個人たり。而して、原告・被告は、訴訟當事者Plaintiffと總稱せらる。檢事は、告訴(被被害者が警察官等)・告發(警察官等第三者に之を稟知すること)・現行犯・自首等によりて、犯罪ありと認知し、又は思料したる時は、直に公訴を提起し、又は豫審を求む。刑事被告人に保證を立てしめて拘留を釋くを保釋。判事の意見によりてしかするを責付と云ふ。刑事訴訟の公判、民事訴訟の口頭辯論には、判事・檢事(概ね判事ののみ)書記立會ひ、公開するを普通となす。

裁判所の判決確定せざる間に、上級裁判所に對して不服を申立つ

上訴
控訴
抗告

裁判所の職員
判事
裁判書記
執達吏
廷丁
書記

裁判所附屬員
(辯護士・公證人)

るを上訴と云ひ、控訴・上告・抗告の三種あり。控訴は、區裁判所又は地方裁判所の第一審に對して、事實の認定、法律の適用に付、直近上級裁判所に上訴するを云ひ、そを受理したる裁判所は、控訴を棄却し、又は原判決を取消して新に判決す。上告は、第二審の判決に對し、法律の適用のみに付、大審院に上訴するを云ひ、大審院は、上告を棄却し、又は原判決を破棄して、事件を他の控訴院に移す(或る場合に限り)。抗告とは、終局判決にあらざる裁判に對する上訴にして、法律上、特に許されたる場合のみに爲し得べし。

裁判所の職員 裁判所の職員に、判事・裁判官・裁判所書記・執達吏・廷丁あり。判事は、裁判を司り、裁判所書記は、訴訟記録・往復文書・會計等の事務を取扱ひ、執達吏は、區裁判所にありて、文書の送達及び裁判の執行をなし、廷丁は、守衛の任に當る。此の他、裁判所の附屬員に、辯護士・公證人あり。辯護士は、當事者の委任又は官選によりて、當事者の

警察署

6 警察署 警察署長分署長又は其の代理官吏は、其の管轄區域内に於て、警察犯處罰令の違犯者を即決する権能あり。即ち輕微なる刑事の裁判にして、特別裁判の一となすべし。

第二編 行政法

Administrative law

第一章 行政の概念

行政の意義

行政の意義 立憲政體の特色は、統治作用の混同せざるにあり、即ち政府は、大權の親裁を扶翼し、帝國議會は、立法に參與し、裁判所は、民事・刑事の審判に當り、國家政務の大部たる行政、亦之を掌理する處の官廳等あり、而して行政とは、行政官廳又は地方自治機關が、大權及び法律の範圍内に於て、國權を維持し、國利民福を増進する爲に、臣民に對して、國權を行使するを云ふ、行政法は、則ち之が準則たるものなり。

行政の分類

行政の分類 行政は、之を國家の目的より、内務・教育・宗教・産業・交通・通信・外務・軍務・法務・財務等に分類すべし。

内務行政

内務行政 廣義の内務行政は、主として國家の内部に對し、直接に國利民福

行政の意義

1 機關 2 制限
3 目的 4 客體
5 實質

行政法

行政の分類

内務行政

1 神社行政

を計るを以て目的とし、内務・文部・農商務・逓信四省系の政務を包含すれども、爰には、内務省系の政務のみとせり。而かも其の範圍廣く、且つ頗る重要にして、神社警察、土木衛生公用徴收等の諸行政に分る。1 神社行政 神社には、國庫より經費を供進する官幣社、國幣社と、地方團體より神饌幣帛料を供進する府縣社、郷社、村社あり。而して是れ等に奉侍する神職(宮司、權宮司、禰宜、主典、宮掌、社司、社掌)の任免等は、行政官廳の掌する所なり。2 警察行政 司法權の行動を補助する司法警察と、司法警察以外の行政警察とあり。行政警察の中には、國家又は其の機關若くは一人に對する危害、危険を防止する保安警察あり。3 土木行政 河川の管理、維持、工事は、原則として地方行政官廳に屬すれども、河川法を適用すべき河川の認定は、内務大臣のなす所なり。河川法は、河川通航の安全、利便、及び河川の利用、其の他水害豫防の目的の爲の規定なり。砂防設備の管理、砂防工事の施行、維持等は、地方行政官廳の政務なれども、砂防設備を要する土地、又は治水上の設備の爲、一定の行爲を禁止制限すべき土地の指定は、内務大臣のなす所なり。4 衛生行政 健康に害ある土地、物件、飲食物の改善を計るを目的とし、危険を未發に防止し、又危険の

2 警察行政

3 土木行政

4 衛生行政

5 公用徴收

教育行政

宗教行政

傳播を防止する爲の保健行政と、既に毀損したる健康を恢復する爲の醫藥行政とあり。5 公用徴收 鐵道敷設の如き公共の利益となるべき事業の必要上、補償を以て、私人の不動産所有權を剝奪するを公用徴收と曰ひ、それを規定せるものに、土地收用法あり。右の企業者即ち補償者は、國家又は公共團體若くは一個人たれども、徴收權の主體は、常に國家たるなり。教育行政 教育の消長は、國家の盛衰に關す。是れ國家が、教育の本旨と程度とを明にし、學校の設立維持使用の方法を定め、以て教育を強制し、監督し、保護する所以なり。教育を分つて、社會教育、感化教育、學校教育となす。社會教育設置の一たる圖書館には、公立、私立の二種あり。感化教育を施すべき感化院は、道廳、府縣の



必ず設置すべきものなれども、亦私設感化院を代用するを妨げず。學校教育中、普通教育は、小學校、中學校、高等女學校、專門教育は、各種專門學校、高等學校、帝國大學、特種教育は、師範學校、實業學校、陸海軍諸學校等にて施す。宗教行政

政 神道佛教は、其の淵源頗る遠く、弘布の範圍廣く、信徒數亦多くして、痛く民心を左右するが故に、特種の取締を設くる必要あり。文部大臣之を管理し、各教派に管長を置く。

産業行政

産業行政 國礎を磐石の堅きに置き、國光を四海に宣揚せんには、殖産興業を助長せしめて、國力の増進、國富の充實を計らざるべからず。産業行政は、産業上の弊害矯正、利益増進を圖り、完全なる機關方法もて、國民の經濟上の福利を増進するを目的とし、農業、商業、工業、鑛業、森林、水産等の諸行政に分る。

交通行政

交通行政 交通機關中、道路は營物造にして、國道(幅七間)、縣道(幅四間乃至五間)、里道(幅三間)に分れ、其の修築費維持費は、國道、縣道は府縣、里道は市町村の負擔たり。鐵道は、國有と私有とに分れ、内閣總理大臣に直隸する鐵道院總裁の所管なり。水面の交通に付ては、港灣、航路標識等の設備をなすべき政務あり。通信

通信行政

行政 通信事務即ち郵便、電信、電話は、公益の必要上、國家の獨占業なれども特別なる場合に限りて、電信、電話の私設を認容す。普通郵便物の内、第一種(書)、第二種(郵便)は、意志を傳達し、第三種(定期刊)、第四種(印刷物、書畫)、第五種(農産物)、小包郵便物は、物品を傳送す。都鄙の各郵便官署は、郵便爲替、郵便貯金、郵便爲

外務行政

替貯金簡易生命保險取扱等を附帶事務とし、以て私人經濟の利便を計る。

軍務行政

外務行政 外國に對して、國家及び臣民の利益を保護増進するを目的とし、外務省の所管にして、大使、公使、領事等の職務に關する事項も之に屬す。軍務行政 兵備を整へて國家の實力を維持増進するを目的とし、重要事務に徵發、徵兵あり。徵發とは、戰時又は平時に於て、軍事上の必要の爲、一私人等の物件又は勞役を徵し、賠償金を交附するを云ふ。徵兵は、全國を十八師管區に分ち、徵兵適齡者等の體格検査を行ひ、以て壯丁を徵募するを云ふ。法務行政 司法行政 司法權の作用に基づく行政にして、裁判所の配置、裁判の執行、犯罪の捜査等を目的とし、主に司法省の所管に屬す。財務行政 國有財産、國庫の歲入及び歲出、會計等に關する事務にして、大藏省の所管たり。

法務行政

財務行政

行政機關

行政機關 行政機關は、行政事務を進捗せしむるものにして、之に行政官廳、公共團體、營造物の別あり。

行政官廳
官廳は官府又は官署とも云ふ
補助機關

1 行政官廳 Administrative authorities 行政官廳は、一人以上の官吏之を組織し、若干の官吏を補助機關とす。天皇の委任に基づき、官制上、一定の國家直接の行

上級行政官廳と下級官廳との關係

自治行政

公共團體

自治行政

營造物

政事務を決定處分し、上級のものは、下級のそれを指揮監督し、下級のものは、上級のもの、指揮命令を奉じ、且つ法令の執行に任じ、上下何れの官廳も、部内の事務につきて命令を發す。要するに行政官廳は、**自治行政**、即ち國家直接の行政を行ふものにして、中央行政官廳、地方行政官廳の別あり。中央行政官廳は、全國に亙る事務を掌理し、地方官廳は、一地方限りの事務を掌る。

2 公共團體(自治團體) 公共團體は、自己固有の事務として、國家政務の一部を處理(自治行政)すべき權利義務を有する團體なり。即ち官廳と異なり、獨立の目的意思を認められ、自己の事務として、國家間接の行政に當る。之に地方團體、公共組合の別あり。

3 營造物 營造物は、人及び物、又は物のみより成り、學校、病院、鐵道、郵便、電信、公園、道路、橋梁等の如く、直接、公衆の利益の爲に設置せらる、行政上の設備は、則ち營造物なり。

行政機關



行政行爲

行政行爲には、臣民に對する者と、下級行政機關に對する監督との二あり。臣民に對する行爲は、大權法律の委任によりて發する命令と、法令の執行及び法令の範圍内にて特定の行爲をなす處分と、法令處分に對して服從の義務を缺く者を強制して義務を履行せしむる強制手段とに分る。強制とは、代執行をなして其の費用を徴收し、又は一定の過料に處し、若くは官廳の實力もて義務を實行せしむることを云ふ。上級行政官廳の監督は、**1 法令事務**の疑義等の他に指令、事務の取扱等に訓令を發し、又認可、許可をなし、**2 報告**を徴して事務を檢閲し、**3 政務**の不秩序、滯滞、違法、不當

*許可(一般禁止の事項を特に許す處を認可) 一般に對抗せしめんとする處分、指定、特許、賦課、徵收、督促、廢止、受理、却下、命令、禁止、令、登録、公證、決定、裁決等

越權を監督し、4下級官廳の違法・不當・越權の命令處分の取消・停止・變更をなし、5下級官廳の組織を變更し、6下級官廳の事務を自ら行ひ、7行政訴訟を裁決し、8下級行政官廳間の權限爭議を裁決するにあり。

第二章 官吏

官吏の意義

官吏の意義 官吏は、自己同意の下に、天皇の任命を承り、又は天皇の委任を受けたる機關よりの任命を受けて、一般人よりも、特別な服従關係に立ち、以て或は官廳を組織し、或は官廳の補助機關となり、或は營造物の構成要素となりて、國家の事務を擔任する義務を負ふものなり。

官吏の任命種類・等級 官吏は、法令に定められたる資格あるものが、憲法上の大權によりて任命せられ、任命の形式によりて、左の如き種類・等級を生ず。

官吏の任命種類・等級
文官任用令等

勅任官 親任官 天皇親ら之を任命す

高等官

普通勅任官 高等官一等及び二等 總理大臣奉行す

官吏

委任官(高等官三等より九等まで) 總理大臣宣行す
判任官(一等より四等まで) 天皇の委任によりて所管の官廳之を任命す

官廳と官吏

官吏は、一人以上にて官廳を組織すれども、官廳組織者以外の補助機關も、亦官吏たるなり。官吏死するも官廳の消滅せざるに反し、廢官廢廳の場合には、官吏は、當然退職者となる。

官吏の權利・義務

官吏は、特別な服従關係に立ちて、一般の臣民と相異なる特別な權利・義務を有す。官吏の權利は、俸給・實費・辨償・賜金を受くる權・特別保護を受くる權・名譽表彰を受くる權等にして、義務には、忠順の義務・秘密を守る義務・上官に服従する義務・職務執行の義務・品位を保つ義務・擅に私職・商業に當らざる義務等あり。若し官吏、これ等の義務に違反せんか、左の責任を負ふものとす。

官廳と官吏
公吏は官吏と異なり、任官の形式に依らず

官吏の權利・義務

官吏の義務は
官吏服務規律
に規定せらる

官吏の責任

官吏の責任

公法上 懲戒上の責任 免官・減俸・譴責
刑事上の責任 職務濫用罪・收賄罪等
私法上 民事上の責任 損害賠償

第三章 行政官廳

第一節 中央行政官廳

内閣總理大臣

内閣總理大臣は、國務大臣の一たり。他の國務大臣と

Prime Minister

内閣を組織して其の首班に位し、機務を奉宣し、行政各部の統一を

保ち、行政各部の處分又は命令を中止せしめて、勅裁を得べき權能

あり。又各省大臣主管以外の所管事務を統轄し、書記官長、書記官、祕

書官、恩給局長、統計局長、法制局長官、拓殖局長官等を補助機關とす。

各省大臣

各省大臣は、内閣組織の一國務大臣たると同時に、行政

Minister of a Department

長官として、主任事務に付、下級行政官廳を指揮監督す。其の補助機

關に、次官、參政官、副參政官、局長、參事官、祕書官、書記官等あり。

外務大臣 外國に關する政務の施行、外國に於ける帝國商事の保護、及び外

國在留帝國臣民に關する事務を管理し、外交官領事官を指揮監督す。内務

大臣 神社、地方行政、議員選舉、警察、土木、衛生、地理、出版、著作權、賑恤、救済に關

内閣總理大臣
所管の事務に
つきの警視總
北及び海警長
及び府道警長
を指揮監督す

文官試験給
文官試験給
文官試験給
文官試験給

各省大臣

參政官副參政
官に任命なき
ことあり

外務大臣

内務大臣

大藏大臣

陸海軍大臣

司法大臣

文部大臣
農商務大臣
逓信大臣

燈台燈船燈竿
潮流信號所霧
等號等

軍事占領地の
分は省略す

府縣知事及び
各府縣知事
各府縣知事
各府縣知事

する事務を管理し、警視總監、北海道廳長官、府縣知事を監督す。大藏大臣
政府の財務を總轄し、會計出納、租稅、國債、貨幣、預金、保管物、信託、銀行及び無盡
に關する事務を管理し、府縣、郡市、町村及び公共組合の財務を監督す。陸海
軍大臣 陸海軍々政を管理し、陸海軍の軍人、軍屬を統督し、所轄諸部を監督
す。司法大臣 裁判所及び檢事局を監督し、檢察事務を指揮し、民事、刑事、非
訟事件、戶籍、監獄及び出獄人保護に關する事項、其他諸般の司法行政事務
を管理す。文部大臣 教育、學藝及び宗教に關する事務を管理す。農商務
大臣 農商、工、水産、林野、鑛山及び地質に關する事務を管理す。逓信大臣
郵便、小包郵便、電信、電話及び航路標識を管理し、發電、水力に關する事務を掌
り、電氣、造船、水陸運輸に關する事業及び航路、船舶、海員を監督す。

第二節 地方行政官廳

府縣知事

府縣知事(所謂地方長官)は、最上級の地方行政官廳にし

て、其の補助機關を、内務部長、警察部長、理事官、警視、技師、視學、屬警部

警部補等とし、事務を、知事官房内務部警察部(東京府は之を缺く)に配す。

府縣事務配置

官吏の任免黜陟、文書褒賞、刻印保管等(知事官房) 選舉、賑恤、救濟、土木、會計、教育、社寺宗教、農商、工兵、市町村の行政監督等 内務部 警察衛生 警察部(東京府は警視廳)

行政官廳としての知事の權限

1 内務大臣の指揮監督を承くる外、各省の主務に付、各省大臣の指揮監督を受け、法律命令を執行し、部内の行政事務を管理す。2 部内の行政事務に付、府縣令を發す。3 下級行政官廳に訓令し、又之を監督し、時に下級行政官廳の命令處分を取消し、又は停止す。4 非常急變の場合に、師團長に移牒して、出兵を請ふことを得。5 部内の官吏を指揮監督し、奏任官の功過及び懲戒は、内務大臣に具狀し、判任官以下の進退及び懲戒を行ふ。

郡長島司

郡長は、府縣知事直下の行政官廳にして、郡書記、郡視學等を補助機關とす。島司は、勅令を以て指定せられたる島地に置かれ、其の地位、權限、略、郡長に同じく、補助機關に、島廳書記、島廳視學等

行政官廳知事 府縣知事 知事官房 内務部 警察部 警察衛生 警察部(東京府は警視廳)

郡長島司 郡書記 郡視學 勅令 指定 島地 補助機關 島廳書記 島廳視學

の隱岐、鹿兒島縣 の大島、沖繩縣の 宮古島、八重山島 郡長は警察上 の權利を有せ 警視總監

北海道廳長官 府縣知事 補佐 補佐長 樺太廳長官

臺灣總督

あり。島司設置の島地には、郡制の施行なきを以て、島司は、郡長と異なり、自治體の機關ならず。

警視總監

東京府は、輦轂の下、民庶の雲集する所、警視總監、特にここに置かれて、警察、消防、衛生に當り、其の補助機關に、官房主事、警務部長、保安部長、衛生部長、消防部長、警視消防司令、技師、警部、警部補、警察醫などあり。

北海道廳長官

其の地位、職權殆ど知事に同じきも、拓地、殖民の如き特別政務あり。部内の支廳長は、其の地位、權限、略、郡長に同じ。

樺太廳長官

職權殆ど府縣知事と大差なく、補助機關亦然るも、地位は、内閣總理大臣の管下にあり。管内に、地位、職權、殆ど郡長に似たる支廳長あり。但し長官、支廳長は、臺灣、朝鮮、關東州の行政官廳と共に、自治機關ならず。

臺灣總督

臺灣總督は、陸海軍の大將又は中將、之に親任せられ、臺

條例規則
營造物に關しても條例を設けることあり

公民

る獨立自主の權力にして、特に市町村は、條例規則を設けることを得。條例は、住民の權利・義務又は市町村の事務に關し、規則は、營造物に關して設ける法規なり。

公民 住民中、一定の資格ある者を公民と稱す。公民は、市町村の選舉に參與し、又名譽職に選舉せらるゝ權利あると同時に、特別の理由なくんば、名譽職を拒辭・退職し得ざる義務あり。

公民たるべき資格

- 1 帝國臣民にして、獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子たること、
 - 2 二年以來市町村の住民となりて負擔を分任すること、
 - 3 二年以來市町村に於て地租を納め、若くは直接國稅年額二圓以上を納むること、
- 但し貧困の爲、公費の救助を受けたる後二年を経ざる者、禁治産者、準禁治産者及び六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は公民たらず。

市町村の機關

市町村の機關 市町村の機關は、何れも選舉せられ、議決機關たる市町村會市參事會と、執行機關たる市町村長とあり。

市町村會

1 市町村會 こは市町村會議員より成り、法令の範圍内に於て、市

市町村會議員の選舉權は、原則として市町村の公民皆之を有すれども、例外として當該市町村及び其の所屬府縣郡の官吏有給吏員其他特定の身分職業を有する者にはなし

町村に關する諸般の事件を議決し、且つ其の執行を監督し、市町村吏員を選舉す。市町村會の議長は、市にありては議員互選し、町村にありては町村長之に當る。而して主なる議決事項は、概ね左の如し。

- 1 市町村條例及び規則の設定又は改廢。
- 2 市町村費にて支辨する事業。
- 3 歳入・歳出豫算の議定及び決算の認定。
- 4 使用料・手数料・加入金・市町村稅又は夫役・現品の賦課徵收。
- 5 財産及び營造物等の管理處分。
- 6 市町村に係る訴願・訴訟及び和解に關する事項等。

市町村會議員は、名譽職にして四ヶ年を任期とし、等級選舉法により、市町村の公民之を選舉す。等級選舉とは、貧富の利害調和の爲、納稅額によりて、選舉人を三級(市)又は二級(町村)に分ち、各級にて、等分に議員を選舉する法なり。投票は、單記無記名式を原則とす。議員數は、人口を標準とし、市は三十人以上にして、人口の増加する毎に増員し、町村は、八人乃至三十人たり。

市參事會通常は六名より成る

市町村長及び有給市町村長の當該たる者に限らざれども任期中は其の市町村の公民たる權利を享有す

2 市參事會 こは市長助役及び市會議員の互選したる數名の名譽職市參事會員より成り、市會の議案に對して意見を述べ、市會より委任を受けたる事件の議決をなし、其の他法令を以て定めたる權限を有す。

3 市町村長 市町村長は、市町村を統轄し、且つ之を代表して、一切の事務を擔任する外、國及び府縣の委任を受けて、國稅、府縣稅の徵收、徵兵、選舉、戶籍及び教育の如き、行政事務を處理す。市長は、市會の選舉したる三名の候補者中、內務大臣の上奏、裁可を経たる者にして、任期を四ヶ年とし有給なり。町村長は、町村會之を選舉し、府縣知事の認可を受く。任期は四年にして、名譽職たるを原則とし、有給たるを妨げず。而して市町村長の主たる權限は左の如し。

1 市町村會に議案を發し、市町村會の議決を執行す。 2 財産及び營造物を管理し、又は其の管理者を監督す。 3 收入、支出を命令し、會計を監督す。 4

市町村は必ず學務委員を置き、市町村立小學校の男教員を之に加ふ

市町村の財政

郡府縣の組織

郡府縣の區域及び住民

市町村會の議決による市町村稅、使用料、手数料、夫役現品等を賦課徵收す。

5 公文書及び證書を保管す。 6 市町村吏員を監督し、懲戒する等。

市町村長の補助機關に、助役、收入役、各種の委員、書記等あり。助役は、市町村長の事務を補助し、收入役は、市町村の出納會計を掌るもの、共に市町村長の推薦により、市町村會之を定め、府縣知事(町村の收入役は郡長)の認可を受け、四ヶ年を任期とす。

市町村の財政 市町村の經費は、其の財産より生ずる收入及び使用料、手数料もて支辨するを原則とし、不足ある時は、市町村稅及び夫役現品等を賦課徵收す。又負債の償還、市町村永久の利益等の爲に、公債を募集することを許さる。

郡府縣の組織 郡及び府縣も、土地、住民及び自治權より成り、市町村に比して、自治の範圍狭く、條例を設くること能はず。而して郡は若干の町村を、府縣は郡、市及び島地を包括し、共に市町村の住民を以

郡府縣の機關

郡會府縣會

郡府縣會議員
の選舉

郡參事會、府縣
參事會

て其の住民となし、直接に住民を有せず。

郡府縣の機關

郡府縣の機關には、議決機關たる郡會、府縣會、郡參事會、府縣參事會と、執行機關たる郡長、府縣知事とあり。

1 郡會、府縣會 郡會議員、府縣會議員より成り、郡制、府縣制、其他法令によりて定められたる事項、殊に**1**歳出入豫算及び決算、**2**使用料、手数料、府縣稅(郡稅は)の賦課徵收、**3**不動産の處分、**4**財産營造物の管理方法等を議決し、議員中より、議長、副議長を互選す。

郡會、府縣會議員の選舉 郡府縣内の市町村住民にして、市町村會議員の選舉權を有し、其の郡府縣内に於て、一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者は、郡府縣會議員の選舉權を有し、同五圓府縣は十圓以上を納むるものは、被選舉權を有す。投票は、單記無記名式にして、議員は、任期四年の名譽職なり。

2 郡參事會、府縣參事會 郡參事會は、郡長及び五名の名譽職郡參事會員(郡會議員の互選)より成り、郡長之を召集し、議長となる。府縣參事會は、

府縣知事、府縣高等官二名、名譽職府縣參事會員(府縣會議員互選、府は十名、縣は七名)より成り、知事之を召集して議長となる。參事會の權限は、郡府縣會より委任を受けたる事項、又は之に代りて臨時急施を要する事件、其他郡府縣に係る訴願訴訟を議決する等、主として郡會、府縣會の議決を補充するにあり。

3 郡長、府縣知事 郡長、府縣知事は、官治行政の機關たると同時に、自治行政の機關(殊に執行機關)として、郡又は府縣を統轄し、之を代表して一切の行政事務を執行す。其の主なる權限は、**1**郡府縣會及び郡府縣參事會の召集又は議案の提出、**2**議決の執行及び財産營造物の管理、**3**收入、支出の命令及び會計の監督、**4**府縣稅(郡稅は)、手数料、使用料の賦課徵收等にして、尙ほ郡府縣參事會に代りて、臨時急施を要する事項を專決處分す。而して知事は、郡府縣自治の爲に置く有給吏員を任免す。

郡長、府縣知事

郡府縣の財政

各町村は町村
税として徴収
す

北海道沖繩縣
及び島地の自
治

沖繩縣の那覇
首里にも區制
布かる

公共組合の意
義

郡府縣の財政 郡府縣の經費は、夫役・現品・使用料・手數料・過料・過怠金、財産の收入、公債等の財源を以て支辨し、不足ある時には、郡は、費用を各町村に分賦し、府縣は、府縣税を管内住民に賦課す。又別に、國庫の補助金あり。

北海道沖繩縣及び島地の自治

北海道には、北海道會を設け、北海道地方費の豫算及び北海道地方税の課目・稅率等を議決し、北海道長官、之が議案を發し、議決事項を専決處分す。北海道々會議員は、名譽職にして任期三年なり。又札幌、函館、小樽、旭川には、區制を布き、機關に、區會議區長ありて、略、内地の市に似たるも、稍、簡單なり。北海道の町村は、一級及び二級に分れ、内地の町村に似たるも、規定簡便なり。其の他、勅令を以て指定したる島地には、町村制を設け、漸次、自治制度の完美を見んとす。

第二節 公共組合

公共組合の意義

公共組合は、特定の共同事業の爲に設けたる公共

水産組合畜産
組合酒造組合
漁業組合茶業
組合等
水利組合

商業會議所
法人及び滿三
十歳以上の男
子にして二ヶ
年以上選舉資
格を有する者
は議員たるべ
き被選舉資格
を有す

農會

團體にして、一定の土地を要素とせず、唯、一定の區域にある組合員のみより成り、水利組合、商業會議所、農會、重要物産同業組合等、何れも之に屬す。

水利組合 水利、土工に關する事業を行ふ爲に設けられ、普通水利組合、水害豫防組合に分る。前者は、用水、悪水等、専ら土地の保護に關する事業を目的とし、區域内の土地所有者のみを組合員となす。後者は、水害防禦の爲にする堤防、浚渫、砂防等の事業を目的とし、區域内の土地及び家屋の所有者を組合員となす。

商業會議所 商業會議所は、商工業者の利益を代表する機關にして、商工業に關する事項の調査、意見の發表、紛議の仲裁等を目的とし、其の地區は、市の區域に依るを原則とす。會議所法第九條の要件を具備する臣民と法人とより、選舉せられたる議員より成り、經費は、商業會議所議員の選舉資格を有する商工業者、之を負擔す。

農會 農事の改善發達を目的とし、市町村農會、郡農會、北海道農會、府縣農會

北海道農會及
り成る
び府縣農會よ

重要物産同業
組合

帝國農會あり。市町村農會は、市町村を以て一區域とし、其の區域内に於て、耕地、牧場又は原野を有する者及び農業を營む者より成る。郡農會は、其の郡内の町村農會、北海道農會、府縣農會は、其の區域内の郡農會、市農會より成る。重要物産同業組合 營業上の弊害矯正、利益増進を目的とし、重要物産の生産、製造又は販賣に關する營業を爲す同業者又は其の營業と密接の關係を有する同業者より成り、其の組合の區域は、郡市以上に渉るを原則とし、區域内の同業者、何れも加入すべき義務あり。

第五章 營造物

營造物の意義

營造物の意義

營造物とは、國家又は公共團體が、直接公衆の利用に供する爲、特に設置したる行政上の設備を云ふ。私設鐵道の如きは、國家又は公共團體の所有にあらず。砲臺、官廳建物の如きは、公衆に利用せられざるが故に、これ等は、何れも營造物にあらず。

營造物の種類

營造物の種類

營造物には、官公立の學校、病院、圖書館、國有鐵道、郵便、電信、電話等の如く、人と物とより成れるものと、公園、道路、橋梁、堤防、

營造物の使用

河川等の如く、物のみより成れるものとあり。

營造物の使用

營造物を使用すると否とは、各人の任意たるを原則とすれども、之を使用する者は、特別の利益を受くるを以て、手数料（使用料）を支拂ふを普通とす。官公立學校の授業料は、則ち手数料に外ならず。

第六章 行政救濟 附 行政裁判所

行政救濟の意義

行政救濟の意義

行政機關の行動は、法令の範圍内に制限せらるゝも、行政事務の紛糾錯綜せる時に違法越權の事なしとせず。是れ救濟手段として、訴願、行政訴訟のある所以なり。

訴願

訴願

行政機關の違法又は不當の處分裁決により、個人の利益を毀損せられたる場合に、上級行政機關に對して、之が取消又は變更を求むるを訴願と曰ひ、處分又は訴願の裁決をなしたる行政機關を經由して、直近上級行政機關に、法定の期日内に、文書を以て提起

訴願は通常六
十日以内に提
起し、裁決に不

第三編 刑法 Criminal law

第一章 刑法の概念

刑法の意義
我が国は明治十三年七月
公布同十五年
一月一日より
一月一日より
四月改正公布
同十一月十日
施行

刑法の意義 刑法とは、國家が如何なる行爲を犯罪とし、且つ其の犯罪に、如何なる刑罰を科すべきかを規定する法規の全體を云ふ。乃ち普通の所謂刑法以外なる陸海軍刑法、警察犯處罰令、新聞紙法(部)、狩獵法(部)等も、亦以て刑法と看做すべし。抑も刑法は、法律中最初に發達し、古代に於ては、殆ど法律の全部を占めたり。是れ昔時は、公安の維持、最も緊要たりければなり。

刑法の効力 帝國內の犯罪は、帝國臣民たらざる者にも、刑法を適用す。領海及び帝國外にある帝國船舶内の犯罪者に對しても亦然り。帝國外に於ける犯罪は、明文ある場合に限りて之を罰す。

第二章 犯罪

犯罪の意義
我が国は明治十三年七月
公布同十五年
一月一日より
一月一日より
四月改正公布
同十一月十日
施行

犯罪の意義
我が国は明治十三年七月
公布同十五年
一月一日より
一月一日より
四月改正公布
同十一月十日
施行

犯罪の意義 犯罪とは、刑罰を科すべき有責違法の行爲なり。即ち行爲者に犯罪の責任あること、其の行爲が違法なること、刑を科すべき行爲なることの三要素を具備するものなり。而して犯罪の主體は、主に自然人にして、法人は、明文ある場合の外、犯罪者たらざる。

1 犯罪の責任 行爲者に責任あるには、責任能力と責任要件とを備ふるを要す。心神喪失者、瘖啞者、十四歳以下の幼者は、責任能力を有せず、責任要件とは、則ち意思にして、故意なるか過失なるかの分るゝ所なり。

2 違法行爲 犯罪は、法令違反の行爲たることを要す。故に法令による行爲、正當業務の執行、防衛、避難、承諾の場合、は、犯罪の成立を阻却す。

3 刑を科すべき行爲 此は作爲、不作爲に分る。行爲とは、意思の發動によりて、外界の變狀を惹起するを云ひ、不作爲とは、意思の發動が、外界の進行に放任するを云ふ。

犯罪の態様 犯罪行爲の階段、度数、犯罪主體の員數等を標準とする時は、犯罪には、既遂犯、未遂犯、不能犯、併合罪、累犯、共犯等あり。

既遂犯
未遂犯

不能犯
目的犯
あたるに
あつたる
の如し
併合罪
の所謂
數罪併
發

累犯
共犯

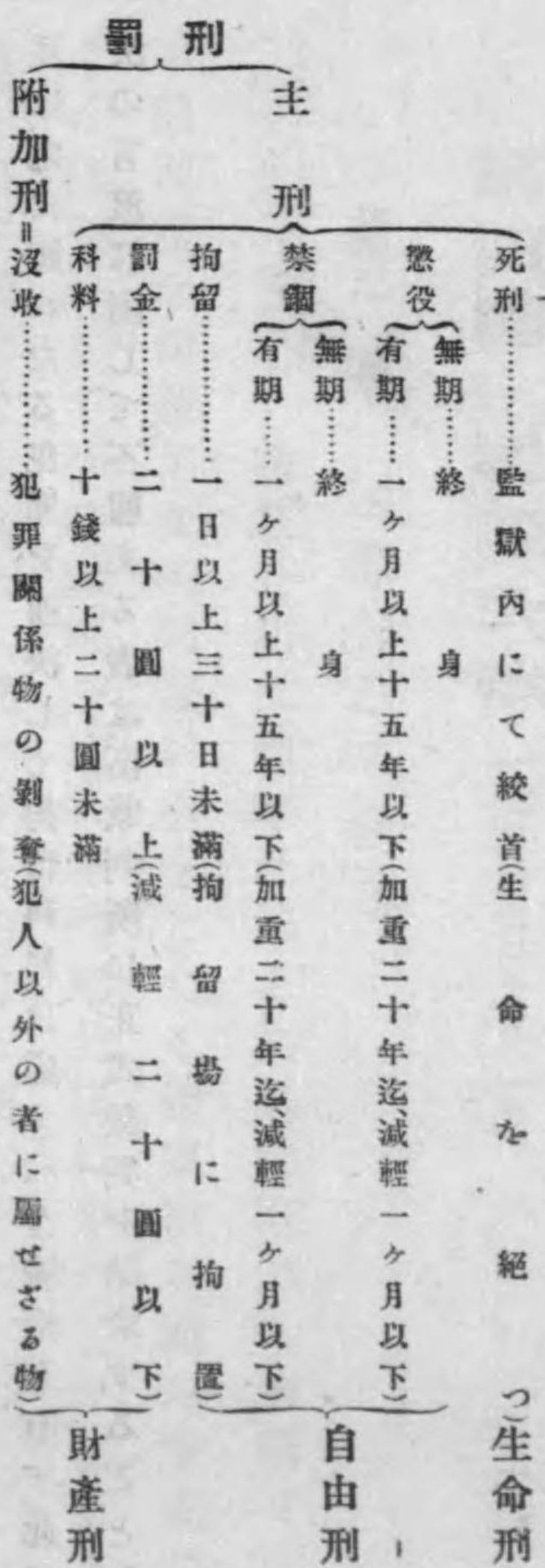
刑罰の意義・種類

既遂犯 犯罪の實行を終り、罪素たる結果を生じたるもの、即ち犯罪構成條件の完備したるを云ふ。未遂犯 犯罪の實行に着手したるも、意外の障害又は自己の意思(中止犯)に因りて、それを遂げざりしを云ふ。特に明文ある場合の外は、刑罰を科せず。不能犯 犯人の信念に齟齬し、罪素たる事實の存在せざりし爲、罪の成立せざるを曰ふ。併合罪 同一犯人が、二個以上の罪を犯し、未だ確定判決を経ざる場合には、其の發覺の前後を問はず、之を併合して處罰するを云ふ。累犯 有罪の確定判決を受けたる者が、更に罪を犯すを云ひ、刑を加重す。共犯 二人以上が、共同して一罪を犯すを云ひ、正犯、従犯及び教唆犯を含む。

第三章 刑罰

刑罰の意義種類 國家が、犯罪に對する制裁として、一私人の生命・身體・自由・名譽・財産等に關する利益を剝奪するを刑罰と云ひ、主刑・附加刑の二種あり。主刑とは、獨立して科すべき刑罰にして、死刑・懲役・禁錮・拘留・罰金及び科料の六種あり。附加刑とは、主刑に附隨して科

すべき刑罰にして、沒收の一種あるのみ。



刑罰の適用

刑の執行猶豫
旨に基づく趣

刑罰の適用 刑罰の適用は、犯人の情狀により、刑を加重・減輕・免除して、刑罰と犯罪との權衡を得ることを要す。刑の加重は、法律上のみにあるも、減輕は、法律上の外に裁判上のものあり。

刑の執行猶豫 二年以下の懲役又は禁錮の刑を言渡されたる犯人に對して、情狀により、一年以上五年以下の期間、刑の執行を猶豫

刑罰の消滅

することあり。若し執行猶豫を取消すべき法定要件發生せずして、猶豫期間を経過せんか、刑の言渡は、其の効力を失ふものとす。
刑罰の消滅 刑の執行権は、1 執行の終了、2 犯人の死亡、3 恩赦(大特赦減) 及び時効 (死刑三十年、無期懲役無期禁錮二十年、有期懲役有期禁錮十年以上は十五年、刑復権 刑三年以上は十年、三年以上は十五年、罰金三年、拘留科料及び没收は各二年) によりて消滅す。

警察犯處罰令 (内務省令にて規定)

警察犯處罰令 警察犯處罰令は、微罪の處罰を定めたり。警察署長及び分署長は、之に觸れたる犯罪を即決して、拘留科料に處すべき職權を有す。此の即決の言渡に對して不服ある者は、區裁判所に、正式裁判を請求することを得。

第四編 國際公法 International Law

第一章 國際公法の概念

國際公法の意義

國際公法の意義 國際公法は、國際私法と共に、國際法と總稱せられ、國際團體を組織する各國家が、承認したる國家相互間の權義に關する法則にして、平時國際公法、戰時國際公法に分れ、之を制定する唯一の主權者なきは、大に國內法と異なる所なり。

條約の意義

條約の意義 二個以上の國家が、相互の國際關係を定むる爲にする意思表示の合致にして、概ね全權委員締結し、批准によりて成立す。之に一時的(領土割讓條約等)のもの、と、永久的のもの、とありて、更に後者は、政治上の條約(同盟、講和、犯罪人)、經濟上の條約(通信條約、萬國、學術上の條約)、著作權保護(同)、引渡の條約等に分る。

條約の種類

最惠國條款

最惠國條款

最惠國條款とは、甲國が、現在又は將來に於て、第三國

に許す利益の全部又は一部に均霑せしむることを、乙國に約束するを云ひ、其の第三國を、最惠國と云ふ。通商條約は、通常此の條款を存するものとす。

我が通商條約國

我が通商條約國
△本邦大使館所在國
○目下我が國と交戦しつゝある國
▽ある國
國際慣例

我が條約國は、支那、暹羅、露西亞、瑞典、挪威、丁抹、獨逸、埃地利、洪牙利、瑞西、佛蘭西、白耳義、和蘭、英吉利、西班牙、葡萄牙、伊太利、希臘、亞米利加合衆國、墨西哥、哥倫比亞、秘露、ボリビア、智利、亞然然、丁伯西兒の二十五國なり。

國際慣例

International Custom

文明諸國間にて、自然に發達したるものにして、漸次、何れの國にも認められ、遂には、國際公法の一規定となる。即ち條約と共に、國際公法成立の二大要件たり。

第二章 國際關係

國際關係は、國家相互間、國家他國民間、甲乙兩國國民相互間に分る。其の國家相互間の關係以外は、主に通商條約によりて定まる。國家相互間に於ては、他國の牽制を受けざる獨立權、又は自衛權平等權

國際關係

外交官

交通權を有し、且つ國家の元首、軍隊、軍艦、外交官、領事官等は、各、特權を有す。各國が、是れ等の權利を尊重する間は、平和的關係維持せらるれども、然らざる場合には、國際紛争を惹起す。平和的關係は、主に平時國際公法に定められ、此の關係を維持する機關に、外交官、領事官等あり。國際紛争の解決手段に、談判、周旋、居中調停、國際審査委員會、仲裁々、判等あれども、是れ等が、何れも功を奏せずして、終に開戦に至ることあり。戰爭は、交戰國相互の實力の對抗に始まり、平和條約の締結又は絶對的服従によりて終了す。戰爭の方法、休戦及び第三國の戰時局外中立などは、戰時國際公法の定むる所なり。

第三章 國際機關

國際機關は、國家を代表し、國際公法上の權利義務を掌理する者にして、外交官、領事官あり。外交官は、外國に在りて本國を代表し、外

大使公使は待
遇階級上の區
別にして職務
は同一なり
一等二等三等
の別あり

領事官

交事務を掌る官吏にして、我が國には、特命全權大使、特命全權公使の二種あり。其の補佐官を、大使館參事官、大使館及び公使館の書記官、外交官補とす。臨時派遣使節の職務は、或る特種の事項に限られ、常に外國に駐在するもの、職務は、國交を修め、駐在自國民の利益を保護するにあり。領事官に、總領事、領事、副領事、領事官補の四種あり。外務大臣及び駐在國の帝國大使、公使の指揮監督を受け、帝國臣民の保護取締を爲し、併せて帝國の通商航海に關する利益を維持増進す。

民法の意義

人(自然人)
法人

權利能力
民一條 私權
ノ享有ハ出世
ニ始マル
時に胎兒を權
利の主體とし
又失踪被宣告
者な權利の主
體にあらずと
なすことあり
無能力者

第五編 民法 Civil Law

民法の意義 民法は、私法上の通則を規定せる普通法なり。即ち私人相互間の普通の法律關係を定めたる法則なり。

第一章 總則

第一節 人(自然人) Person (Natural Person)

權利能力 我が國を始め、世界の文明諸國にては、國民が私權を平等に享有するを以て、私法上の原則とし、人の此の世に生るゝや、法律は、直に權利を享有すべき能力權利能力を認む。而して帝國在留の外國人も、法令條約に禁止せる場合の外は、帝國臣民と同一に私權を享有す。

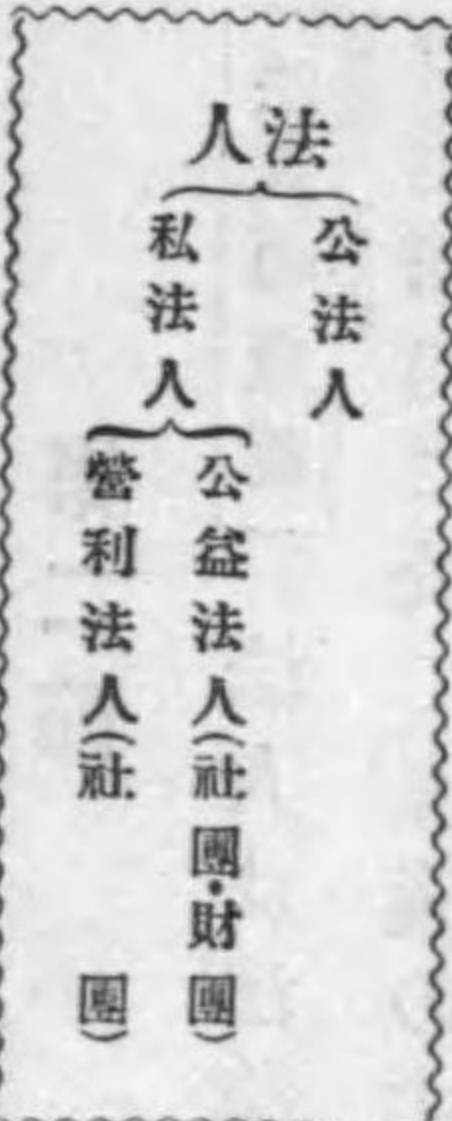
無能力者 國民中には、權利を享有しながら、そを行使し得べき能力(行爲能力)を制限せらるゝものあり。これ即ち無能力者にして、一般無能力者と、特

農業林業等
を目的とする者

法人の能力
理事は事務執行に
當るに必要の
監督を行使し
監視を執行し
必要の報告を
提出するに
關する事項に
關しては、
決議するに
關する事項に
關しては、
決議するに
關する事項に

法人の成立

分る。公益法人は、祭祀、宗教、慈善、學術、技藝の如き公益事業を目的とし、營利法人は、民事會社、商事會社の如く、營利事業を目的とす。社團法人は、人より成り、財團法人は、物より成る。公益法人には、學校、病院の如き財團法人と、學術、技藝の團體の如き社團法人とあるも、營利法人には、唯、社團法人あるのみ。



法人の能力・機關

法人は、自然人と異なり、能力、一般的ならずして限定的なり。即ち社團法人は、定款、財團法人は、寄附行為によりて定められたる目的の範圍に於て、權利の主體となるのみ。而して法人は、自ら活動し、意思を發表し、法律行為をなすこと能はず。是れ理事(株式會社に於ては)監事(株式會社に於ては)總會(のみにあり)の三機關が、法人に必要な所以なり。

法人の成立

社團法人は、定款、財團法人は、寄附行為によりて、基礎定まり、主

法人の解散

清算人
に以て
常理事
を以て
之に補す

商事會社

務官廳の許可によりて成立し、設立の日より、二週間内に、事務所の所在地に於て、目的、名稱、事務所、設立許可の年月日、存立時期を定めたるときは、其の時期、資産の總額、出資の方法を定めたるときは、其の方法、理事の氏名、住所を登記することを要す。

法人の解散

法人は、定款又は寄附行為を以て定めたる解散事由の發生、法人の目的たる事業の成功又は成功の不能、破産、設立許可の取消によりて解散す。尙ほ社團法人は、總會の決議、社員の缺亡によりても解散す。法人の解散後、清算人は、現務を結了し、債權の取立、債務の辨濟をなし、殘餘財産の引渡を行ふ。

商事會社

商事會社は、商行為を爲すを業とする目的を以て、設立したる社團法人にして、合名、合資、株式、株式合資の四會社あり。商法に、商人と並びて此の社團法人あるは、恰も民法に、自然人と並びて法人あるが如し。

物の意義分類

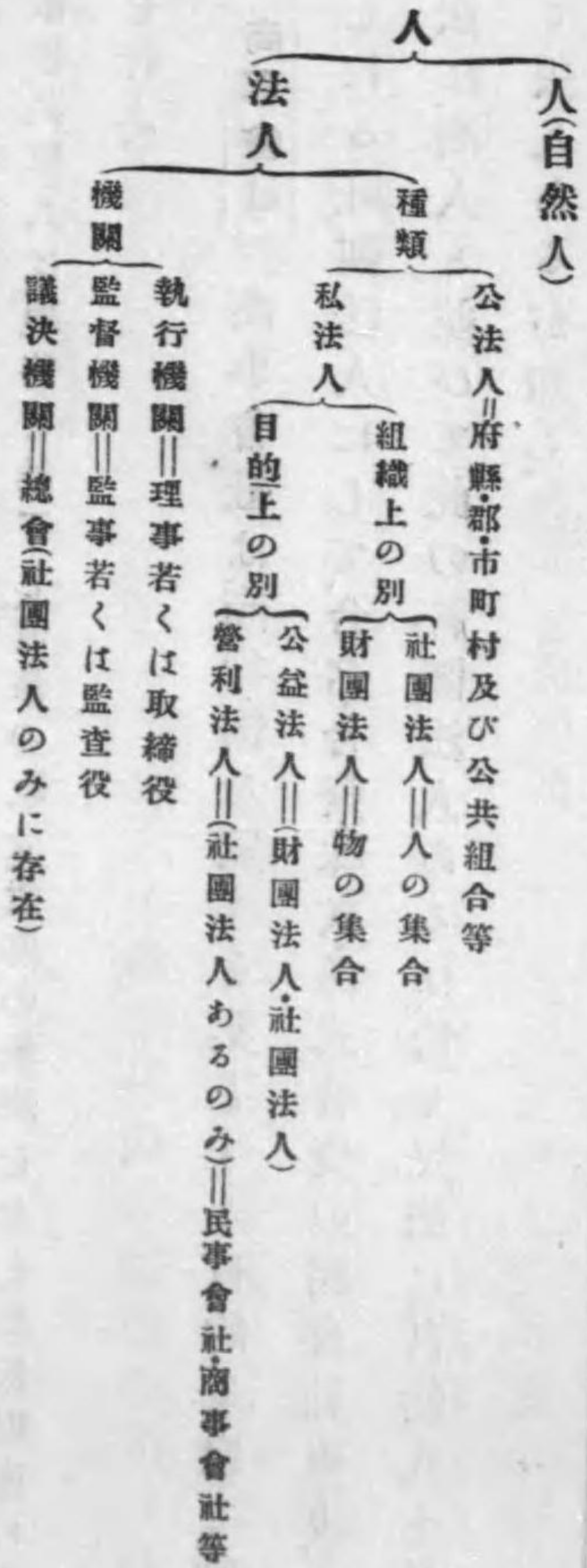
動産と不動産
主物と従物
特定物と不特定物

第三節 物

物の意義分類

爰に所謂物とは、有體物のみを意味し、權利の客體たるものなり。即ち人の感官に觸る、自然界の一部にして、權利の目的となり得べきものを云ひ、左の如く分類せらる。

動産と不動産 土地及び其の定着物是不動産、其の他は總て動産なり。主物と従物 例へば時計は主物、鎖は従物なるが如し。特定物と不特定物 同質同量の物を以て交換し得べきは不特定物(米穀の類)、然らざる物は特定物(家



消費物と不消費物
元物と果實
果實(天然果實、法定果實)

法律行為
意思表示とは
意思を外部に
發表するに
法律行為の種
類

代理
法定代理
委任代理
條件附法律行為
期限附法律行為

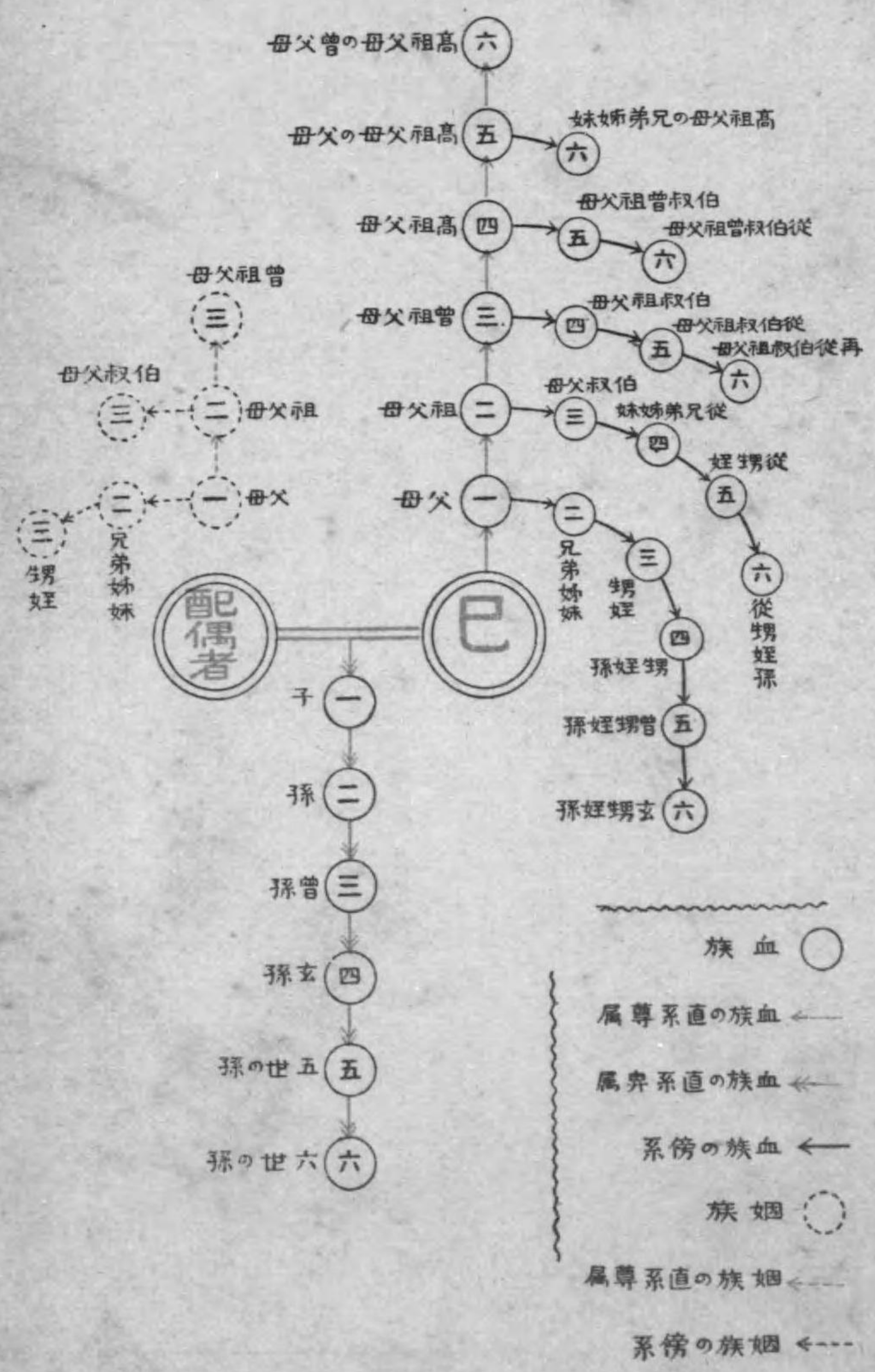
消費物と不消費物 酒、醬油の如きは消費物、書籍、椅子の如きは不消費物。元物と果實 果樹、家屋、元金、乳牛等は元物、果物、家賃、利子、牛乳は果實。

第四節 權利の得喪

權利は、吾人の意思より出づる法律行為と、吾人の意思に關せずして發生する事實とによりて得喪す。

法律行為とは、私法上の効果(即ち權利の得喪、變更)を發生せしめんとするの意思表示を云ひ、目的の可能適法にして、意思表示の存在することを要し、契約と單獨行為との二大別あり。契約は、當事者雙方の合致せる意思表示(申込と承諾)より成る行為(賣買、貸借等)を云ひ、單獨行為は、當事者一方の意思表示のみにて成る行為(遺言等)を云ふ。法律行為中、他人の代りて爲すを代理といひ、法定代理、委任代理の二種あり。又法律行為には、條件附のもの、期限附のもの、とあり。吾人の意思に關せずして權利を得喪するは、出生、死亡、埋藏物發見

圖のと方へ數の等親と圍範の族親



地役權	要役地	承地	留置權	先取得權	旅店の主人	其の泊る料を	受けざる時旅	客の荷物物を	客の手辨濟を	受ける辨濟を	付先づるが如	受けるが如し	有するが如し	質權
-----	-----	----	-----	------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----

地役權 設定行爲を以て定めたる目的に従ひ、他人の土地を、自己の土地の便益(用水・通行等)に供する權利なり。其の便益を受くる土地を要役地、便益に供せらるる土地を承役地といふ。

留置權 他人の物の占有者が、其の物に關して生じたる債權の辨濟を受くるまで、其の物を留置する權利なり。但し其の債權が辨濟期にあらざるか、又は占有が不法行爲によりて始まりたる場合には、留置權を發生せず。

先取特權 法律の規定に従ひ、債務者の財産に付、特定の債權者が、他の債權者に先ちて辨濟を受くる權利にして、債務者の總財産に對するものを一般の先取特權、特定財産に對するものを特別の先取特權と曰ふ。

質權 債權者が、債權の擔保として、債務者又は第三者より、受け取りたる物を占有し、且つ其の物につき、他の債權者に先ちて辨濟

抵當權
 質權と抵當權
 との差異
 當權の目的物
 は大概不動産
 なれども質權
 は動産及び債
 利をも債權の
 擔保となす殊
 に質權は擔保
 物の占有を移
 せども抵當權
 は之を移さず

不動産登記の
 效力

を受くる権利にして、動産質・不動産質・權利質の三種あり。

抵當權

債務者又は第三者が、物の占有を移さずして、債務の擔保に供したる不動産に付、其の債權者が、他の債權者に先ちて、辨濟を受くる権利にして、登記をなさずんば、第三者に對抗することを得ず。若し同一不動産に付、數個の抵當權設定せられたる時は、之が順位は、登記の前後に依る。

第三節 不動産登記

不動産登記とは、不動産登記法の定むる處に従ひ、區裁判所又は其の出張所が、當事者の申請又は官廳官署の囑託によりて、其の備付の登記簿に、所有權・地上權・永小作權・地役權・先取特權・質權・抵當權・賃借權の八種の何れかに付、權利の設定・保存・移轉・變更・處分の制限又は消滅に關する事項を記入することを曰ふ。一旦此の登記を経れば、之を知らざる者にも對抗し得べし。

第三章 債權法

第一節 債權の概念

債權の意義・效力

債權の意義・效力 債權は、特定の人(債權者)が、特定の人(債務者)に對して、一定の行爲又は不行爲を要求する權利にして、金錢に見積り得ざるものも、其の目的物となし得べし。若し債務者が任意に債務を履行せざらんか、債權者は、裁判所に訴へて、其の行爲を爲さしめ、又は不履行による損害を賠償せしむ。

債權と物權

債權と物權 物權は、直接に物の上に行はれ、一般に對抗して、優先・追及の二效力あれども、債權は、人の上に行はれ、且つ特定の人のみに對して、行爲不行爲を要求するに止まり、優先・追及の效力を伴はず。

多數當事者の債權債務

多數當事者の債權債務 數多の債權者又は債務者ある場合には、其の債權又は債務は、平等に分割せらるゝものと看做さる。多數當事者の債務には、不可分債務・連帶債務・保證債務の三種あり。

債權の發生原因

第二節 債權の發生・消滅

債權の發生原因 債權の發生原因を大別する時は、法律行爲に依るものと、其の外の事實に依るものに分れ、前者に契約と單獨行爲、後者に事務管理・不法行爲・不當利得あり。

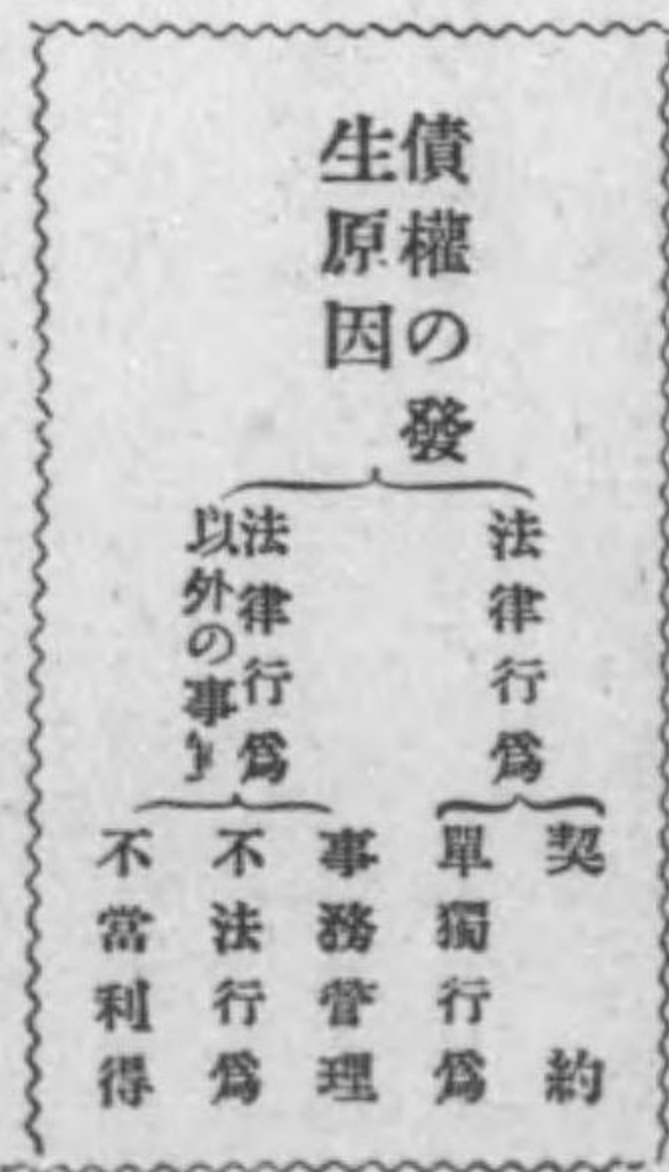
契約

契約 私法上の効果を發生せしむる目的を以てする、二人以上の意思表示の合致を云ひ、申込と承諾

* 例、金錢貸借
* 例、書籍貸借
△ 例、家屋貸借

單獨行爲

單獨行爲 單獨行爲は、催告・追認・遺言・遺贈・寄附・手形行爲等の如く、一人の意思表示のみにて成立するものなり。



事務管理の例
は留主中の隣
人の家屋暴風
にて破損した
るを修繕する
が如し

不法行為
損害賠償は金銭
を以てするを
原則とする
が如し

不法行為とは、故意又は過失により、他人の権利を侵害して、損害を生ぜしめたる行為を云ふ。其の損害賠償は、不法行為者自ら其の責に任ずるを原則とすれども、亦左の例外あり。
1 辨識力なき未成年者及び心神喪失者の不法行為の責任は、法定の監督義務者之を負ふ。
2 事務の雇人の事業執行上の不法行為の責任は、使用者及び使用者に代る監督人も之を負ふ。
3 工作物、竹木の瑕疵、又は動物の狂戯に就ての責任は、それ等の占有者又は所有者之を負ふ。

不當利得
悪意の不當利得者
は其の利益に利益
を附して返還すべ
きをものとす

事務管理 Voluntary agency 法律上の義務なくして、他人の爲に事務を管理するを云ひ、管理人は、本人の利益ある方法によりて管理するを要し、本人は、管理人の支辨したる費用を償還すべきものとす。

不法行為 Wrong 不法行為とは、故意又は過失により、他人の権利を侵害して、損害を生ぜしめたる行為を云ふ。其の損害賠償は、不法行為者自ら其の責に任ずるを原則とすれども、亦左の例外あり。
1 辨識力なき未成年者及び心神喪失者の不法行為の責任は、法定の監督義務者之を負ふ。
2 事務の雇人の事業執行上の不法行為の責任は、使用者及び使用者に代る監督人も之を負ふ。
3 工作物、竹木の瑕疵、又は動物の狂戯に就ての責任は、それ等の占有者又は所有者之を負ふ。

不當利得 Unjust enrichment 不當利得は、法律上の原因なく、他人の財産又は勞務によりて利益を受け、之が爲に、他人に損失を及ぼしたる場合を曰ふ。而して受益者は、其の利益の存する限度に於て、之を返還すべき債

債權の消滅原因

債權者と債務者同一人なるに歸す

親族の意義

× 血統の連れるもの、配偶者の親系

親等

務を生ず。例へば債權者が誤りて二重の辨濟を受けたるが如し。

債權の消滅原因

債權の消滅原因は、履行不能・解除・時効等の一般原因の外、我が民法は、辨濟・相殺・更改・免除・混同の五種を擧ぐ。

第四章 親族法

第一節 親族の概念

親族の意義 Relative

通俗に所謂親族とは、血族は勿論、婚姻・養子縁組によりて連結せらるゝ者の一切を包含すれども、法律上の親族は、六親等内の血族・配偶者(妻又は内縁の妻を含む)・三親等内の姻族に止まれり。

親系

親系は、親族の血統にして、直系・傍系あり。直系とは、一の始祖より出で一直線に相連なる血族を云ひ、傍系とは、同一始祖より分岐して、傍線に相連なる血族を云ふ。直系・傍系共に、尊屬と卑屬との別あり。自己よりも始祖に近き者を尊屬、遠き者を卑屬と曰ふ。

親等

親等は、自己(又は配)を起點とし、親族間の世數を算して之

を定む。直系親は、其の間の世數により、傍系親は、自己より同一始祖に遡り、更に其の始祖より他に下る迄の世數による。



第二節 家

家族制度 家族制度は、個人制度の對照なり。即ち國家組織の單位として、個人の外に、家てふ團體を認むる制度なり。歐米諸國は、個人制度に則りて、家に關する觀念薄きも、我が國は、家族制度に則りて、血統を尊び、家を重んじ、戸主家族の關係儼然たり。されど我が民法

養子と養親繼
父母と繼子の
母と庶子の
關係を準血族
と曰ふ

家族制度は我が
國の道徳の
基礎をなす
何れの國も家
族制度より個
人制度となる
を常とす

我が親族法の
一特色

家

本家分家同家

戸主の權利義務

家督 自ら生計を
維持するに
必要の資を
教育するに
能はざる者
が之を扶助
する義務を
負ふ。兄弟
姉妹に及ぶ
は、兄弟姉
妹の一方に
在るに在り
て、其の扶
養に關する
の義務を負
ふ。

は、親權又は家族の財産權を認めしが如く、多少、個人制度を斟酌したる點あり。

家

民法上に所謂家とは、有形の建物にあらずして、戸主權に支配せらるゝ團體の謂なり。而して同一始祖の本系に屬するものを本家、支系に屬するものを分家、分家相互を同家と稱す。

戸主の權利義務

戸主(家長)は、戸主權を有し、一家を統括代表して、祖先の威靈を表彰すると同時に、一定の義務を有す。此の權利義務を家督と總稱す。即ち戸主は、其の家の氏を稱し、家族の居所を定め、家族の婚姻、養子縁組、入籍、離籍等に同意を與へ、家族の特有財産を除く外、一切の財産權を有し、家族の後見人又は保佐人となり、家族の禁治産、準禁治産の宣告を請求し、家督相續人を廢除又は指定する等の權利を有すると共に、家族を扶養すべき義務を負ふ。

戸主權の發生消滅

戸主たる身分は、家督相續又は一家創立によりて取得

屬する家の不
分明なる棄兒
の如きは別に
一家を創立す
るに個人制
度を探る能は
ず

「家族」に在る」と
は戸主の戸籍
内にある謂
戸主と家族

婚姻の意義

し、戸主の死亡、廢家絶家、國籍喪失、女、戸主の入夫婚姻又は入夫離婚、戸主が婚
姻又は養子縁組の取消によりて家を去りたる時、其の他、隱居等に由りて消
滅す。隱居とは、戸主權を家督相續人に譲るを云ひ、滿六十歳以上、女、戸主に
は制限なしにして、完全能力者たる家督相續人が、單純承諾をなす場合の外
は、裁判所の許可を受くるを要す。

家族

家族は、戸主の親族にして、其の家に在る者と、其の配偶者
とを云ひ、舊戸主及び其の家族も、新戸主の家族たり。家族は、其の
家の氏を稱し、戸主の扶養を受け、財産を特有すべき權利を有し、戸
主權に服する義務を負ふ。若し戸主の居所指定權、同意權等に服從
せざる時は、戸主は、家族に對して、復籍、入籍の拒絶、又は離籍をなし、
扶養の義務を免るゝことを得。

第三節 婚姻

婚姻の意義

Marriage

婚姻とは、一男一女の結合にして、法律によりて認め

婚姻成立の要

件
養子其の配偶
者直系卑屬又
は其の配偶者
と養親又は其
の直系尊屬と
の間は親族關
係止みたる後
も婚姻を禁ず

婚姻の效力

妻に對して夫
の所有する權
を夫權と云ひ
妻の權利に比
りして遙に大

られたるものなり。蓋し男女は、居を同じうし、互に扶養して、血統と
家名とを、永久に傳ふべきものなり。

婚姻成立の要件

1 男女相互の同意あること。 2 男は滿十七年、女は滿十
五年以上たること。 3 近親直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の間に
あらざること。 4 重婚ならざること(一夫一婦の制)。 5 姦通者間にあらざ
ること。 6 男三十年未滿、女二十五年未滿なる時は、其の家に在る父母の同
意あること。 7 市町村長に、當事者雙方及び成年の證人二名以上より、口頭
又は書面にて婚姻の届出をなすこと。

婚姻の效力

婚姻成立せば、妻は夫の家に、入夫及び婚養子は妻の
家に入り、同居及び扶養をなす義務を生ず。夫又は女、戸主は、其の用
法に従ひ、配偶者の財産につき、使用、收益すべき權利を有し、婚姻よ
り生ずる一切の費用を負擔する義務あり。又妻は、日常の家事につ
きて、夫の代理人と看做され、夫は、妻の財産を監理す。

離婚

離婚 離婚とは、配偶者の死亡に依らずして、婚姻關係の斷絶するを云ひ、協議上の離婚と、裁判上の離婚とあり。前者は、當事者相互の意思の合致により、其の家^{LITAVIT}に在る父母又は後見人の同意を得、戸籍吏(市町村長)に届け出づるによりて效力を生じ、後者は、法定の場合(重婚・姦通・姦淫罪・破廉恥罪・遺棄虐待・侮辱・近縁等)に限り、裁判所の判決を以て之を行ふ。

第四章 親子

親子の種類

親子の種類

親子に、實親子・養親子の別あり。實子は、嫡出子・私生子(婚姻關係なき者の間に生れたる子)・庶子(父の認知し)に分れ、私生子・庶子は、父母婚姻をなせば嫡出子となる。養子縁組は、家系及び祖先祭祀の斷絶を憂ひて、家族制度の國の認むるものなり。養子は、縁組によりて養親の家に入り、嫡出子たる身分を取得し、協議上又は裁判上の離縁によりて、



親子の關係を離脱す。

親權 其ノ家ニ在ル
父ノ親權ニ服
ス但シ獨立ノ
生計ヲ立ツル
成年者ハ此ノ
限リニアラス
親權の内容
居所を指定し
兵役出願又は
職業經營等を
許否するが如
し
親權者は其の
子に代りて戸
主權及び親權
を行ふことあり

後見の開始
後見は親權の
延長とも見る
こを得べし

親權 親權は、父又は母が、其の身分に基づきて、法律の規定により、家に在る子に對して行使する權利にして、實に個人制度の特徴なり。獨立の生計を立つる成年者の外、子は、家に在る父(必ずしも母)の親權に服す。父が知れざる時、死亡したる時、家を去りたる時、又親權を行ふ能はざる時は、家に在る母、親權を行ふ。親權に、監護權、教育權、懲戒權、財産管理權の別あり。是れ等は、父たり母たる者の權利なり。と雖、其の實、主に、子の利益の爲にするものなり。宜なる哉、我が民法が、愛情自ら薄き繼父母又は嫡母をして、繼子又は庶子に對し、純然たる親權を行使せしめざることもや。

第五章 後見

後見の開始

未成年者に對して親權を行ふ者なきか、又は親權者が財産管理權を有せざる時、禁治産の宣告ありたる時は、後見を開

後見の三機關
後見人
最後の親權者の遺言による者
法律により當然後見人となる者
親權者配偶者
主△親族會の選定せし者
後見監督人

始す。後見に、後見人、後見監督人、親族會の三機關あり。
後見人 後見人は、指定、法定、選定の三種に分れ、被後見人の身體監護、財産管理に當り、且つ財産に關する法律行爲を代表し、未成年者に對して教育、懲戒、禁治産者に對して療養、看護をなし、被後見人に重大なる利害關係あるを以て、民法に、詳細なる規定あり。
後見監督人 後見監督人は、指定、選定の二種に分れ、後見人の事務を監督し、後見人の缺けたる場合に、後任者を選定し、急迫の場合に應急の處置を行ひ、被後見人と後見人との利害相反する時、被後見人を代表す。

親族會 親族會は、無能力者又は一家の利益保護の爲、法律に特定せられたる任務を行ふ合議機關なり。民法其の他の規定により、親族會開會の必要ある時は、會議を要する事件の本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、檢事又は利害關係人の請求により、裁判所之

親族會の後見に關する職務

を召集す。親族會の後見に關する職務は、後見人、後見監督人を選定し、監督し、指揮して、其の職責を盡さしめ、又そを免黜するにあり。従つて後見人、後見監督人及び保佐人は、親族會員たることを得ず。親族會員は、其の數を三人以上とし、親族其の他本人又は其の家に縁故ある者の中より、裁判所之を選定す。又後見人を指定し得る者は、遺言を以て、親族會員を選定し得べし。

後見の機關

- 1 執行機關 未成年者の後見人 指定、法定、選定 (後見人) 禁治産者の後見人 法定、選定
- 2 監督機關 後見監督人 指定、選定 親族 會 親族會員三名以上

第五章 相續法

第一節 相續の概念

相續の意義 相續とは、法律上の原因に基づき、相續人が被相續人の權利義務を繼承するを云ふ。相續人は、自己の爲に、相續の開始

相續の意義

にある各自の相続分は相均し。但し庶子及び私生子の相続分は、嫡出子の二分の一なり。遺産相続人の順位は、直系卑屬(親等近きを先に順位は同)・配偶者・直系尊屬戸主なり。

第二節 遺言・遺留分

遺言の意義

遺言の意義 遺言とは、死後に効力を生ぜしむる目的を以て、生前になす法律行為をいふ。此の單獨の意思表示は、民法上の方式に従ひ、遺言者が、満十五年以上の能力者たることを要す。遺言に依り、自己の財産を贈與するを遺贈、遺贈を受くる者を受遺者といふ。

遺言の方式

遺言の方式 遺言の方式に、普通・特別の二種あり。普通方式は、自筆證書・公正證書・秘密證書に依るものにして、特別の方式は、死亡の危急に迫りたる時、傳染病にて交通を遮断せられたる時、從軍中の軍人・軍屬又は船舶中に在る者に限り爲し得る方式にして、單に口授又は書面に依る。

遺留分

各相続人の遺留分

遺留分 相続人保護の爲に、必ず殘留すべき一定の相続分を遺留分といふ。遺言者は、自由に遺言をなし得るも、遺留分を侵してまで、遺贈をなすことを得ず。法定の推定家督相続人たる直系卑屬は、被相続人の財産の半額、其の他の家督相続人は三分の一、又遺産相続人たる直系卑屬は半額、其の他の遺産相続人中、配偶者及び直系尊屬は三分の一の遺留分を受く。

- | | |
|---|---|
| <p>家督相続人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法定の推定家督相続人 被相続人財産の二分一 2 指定家督相続人 同 三分一 3 選定家督相続人 同 三分一 | <p>遺産相続人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 直系卑屬 被相続人財産の二分一 2 配偶者 同 三分一 3 直系尊屬 同 三分一 4 戸主 無し |
|---|---|

第六編 商法 Commercial Law

第一章 商法の概念

商法の意義

商法の意義 商法は、一種の私法にして、特に商事に關して規定し

商法に對する
普通法は民法
なり

商人

使用人
代理人

商業登記

商號
何屋何會社何
商會と云ふが
如し
商業帳簿

たる特別法なり。其の商事とは、營利を目的として、物品の運轉又は媒介をなすことをいふ。

商人 商人とは、自己の名を以て商行爲を業とするを云ひ、之が使用人として、支配人(主人を代表す)番頭、手代あり。代理商は、使用人にあらずして、一定の商人の爲に、商行爲の代理又は媒介を爲す。

商業登記 商業上、必要なる事項を公にするは、信用を保持すると共に、取引上の圓滑を計るに必要なり。商業登記は、此の目的の爲に設けられ、當事者の請求によりて、其の營業所の管轄裁判所之を行ひ、公告をなしたる後は、第三者に對抗し得るものとす。

商號 商號とは、各商人又は商事會社を表示する名稱(其名其)を云ひ、之を登記せば、専用の權利を生ず。

商業帳簿 自己の信用を保つと共に、他人の損失を免れしむる必要上、法律は、商業上、財産状態を記載する商業帳簿を作製せしむる必

が主なるものに、日記帳、財産目録、貸借對照表あり。

第二章 會社及び商行爲

會社の意義種類

會社の意義種類 會社即ち商事會社は、商行爲を業とする目的を以て、設立したる社團法人なり。我が商法には、合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社あり。合名會社は二人以上の無限責任社員、合資會社は有限責任社員及び無限責任社員より成り、株式會社は七人以上の株主、株式合資會社は無限責任社員及び株主より成る。

商行爲 商行爲とは、物品の運轉媒介を目的とする營利的行爲の總稱にして、性質上商行爲、營業上商行爲、附屬商行爲、推定商行爲の四種あり。

第三章 手形及び海商

手形

手形 手形は、法定の形式により、私人間の權利關係を證明する信用證券にして、約束手形、爲替手形、小切手の三種あり。

海商の意義

海商の意義 海商とは、海上に於ける商業の義にして、海商法は、商業用の海上船舶及び海運に關する法則なり。

船舶及び船員

船舶・船員 船舶の所有者は、そが登記をなし、且つ船舶國籍證書を

請受することを要す。船舶の運轉に必要な機關即ち船員に、船長、海員の二種あり。海員とは、船長以外の乗組員の總稱にして、運轉手、機關手、事務員、水夫、厨夫、給仕等をいふ。

海上運送・海損

海上運送・海損 海上運送は、物品運送、旅客運送に分る。海損とは、船長が、船舶及び積荷をして、共同の危険を免れしめん爲、船舶又は積荷に付、爲したる處分に因りて生じたる損害及び費用を云ふ。

附 錄

大日本帝國憲法

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヨ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之ヲ變更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣	伯爵 黑田清隆
樞密院議長	伯爵 伊藤博文
外務大臣	伯爵 大隈重信
海軍大臣	伯爵 西郷從道
農商務大臣	伯爵 井上馨
司法大臣	伯爵 山田顯義
大藏大臣兼內務大臣	伯爵 松方正義
陸軍大臣	伯爵 大山正麿
文部大臣	子爵 森有禮
逓信大臣	子爵 榎本武揚

(以上憲法前文)

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

- 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
 - 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
 - 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
 - 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
 - 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
 - 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
- 戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大紋特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民ノ權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セララルルコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨グルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セララルル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セララルル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲グルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關スル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セララルコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタルトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ
第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各、其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用井タルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ違由ノ效力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
- 第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

- 第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
 - 第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
 - 第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ
- 第三章 成年立后立太子
- 第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
 - 第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

- 第十五條 諸嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ諸嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
- 第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

- 第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
- 第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃內親王王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

- 第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク
- 第二十條 天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク
- 第二十一條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス
- 第二十二條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス
- 第一 親王及王
- 第二 皇后
- 第三 皇太后
- 第四 太皇太后
- 第五 內親王及女王
- 第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス
- 第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未ダ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太 傅

第二十六條 天皇未ダ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇 族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王王妃女王王女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統領ヲ承クルトキハ皇兄弟姊妹ノ王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名結婚葬去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世 傳 御 料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇 室 經 費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシノ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス
第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ
自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ
皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族遺產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セ
シム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財產歲費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅
定スヘシ

皇室典範增補 (明治四十年二月十一日發布)

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直
系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規定ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキ
ニ限リ之ヲ適用ス

大正六年十一月十五日印 刷 大正六年十一月十九日發 行
大正七年一月廿六日訂正印刷 大正七年一月廿九日再版發行

定價金參拾四錢

版權所有

不許複製

著 作 者

東 京 市 神 田 區 連 雀 町 十 八 番 地
武 藤 七 郎

發 印 刷 者

東 京 市 麹 町 區 飯 田 町 二 丁 目 四 拾 九 番 地
外 松 荒 三

發 行 所

東 京 市 麹 町 區 飯 田 町 二 丁 目 四 拾 九 番 地
帝 國 書 院

特約一手販賣

東 京 市 外 栗 鴨 村 宮 仲 一 九 〇 九 番 地
螢 雪 書 院
振 替 口 座 東 京 三 二 二 四 九 番

322

188

終